

第2期

新温泉町子ども・子育て支援事業計画

新 温 泉 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の対象.....	2
4. 計画の期間.....	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	3
1. 人口や世帯、就労等の状況.....	3
(1) 人口の推移.....	3
(2) 世帯の状況.....	4
(3) 婚姻・離婚の状況.....	6
(4) 就労の状況.....	6
2. 保育所および幼稚園の状況.....	7
(1) 就学前教育・保育施設の状況.....	7
3. 子育て支援事業および保育サービスの状況.....	8
(1) 子育て支援事業等の状況.....	8
(2) 母子保健事業・医療対策の状況.....	9
(3) 子育てに関する経済的支援の状況.....	11
(4) 要保護児童対策の状況.....	11
4. 子育て家庭の状況および子育て支援ニーズ.....	12
(1) 調査の概要.....	12
(2) 調査の結果.....	12
第3章 計画の理念と基本方向	23
1. 基本理念.....	23
2. 基本方向.....	24
3. 施策体系.....	25
第4章 施策の具体的な展開	27
1. のびのび ～保護者の主体的な子育てを支える教育・保育環境づくり～.....	27
(1) 多様な子育て支援サービス環境の整備.....	27
(2) 幼児期からの一貫した教育の推進.....	28
(3) 地域で支える子育て環境づくり.....	29
2. すくすく ～子どもが健やかに成長するための環境づくり～.....	30
(1) 母と子どもの健康の確保.....	30
(2) 子育てに関する相談・情報の充実.....	31
(3) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の充実.....	32
3. いきいき ～仕事と生活の調和による充実した暮らしを支える社会づくり～.....	34
(1) 子育て就労環境の整備.....	34
(2) 家庭や職場などでの男女共同参画意識の醸成.....	35

4. あんしん ～すべての家庭で安心とゆとりのある子育てができるまちづくり～	36
(1) 児童虐待防止対策の推進	36
(2) 特別な支援が必要な子どもへの対応	37
(3) 子育てにかかる経済的支援策の充実	38
(4) 子どもの安全を確保するための活動の推進	39
第5章 事業の実施目標	40
1. 教育・保育提供区域の設定	40
2. 児童人口推計	40
3. 「量の見込み」と「確保方策」を検討する項目	41
4. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策	43
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	44
(1) 時間外保育事業（延長保育事業）	44
(2) 放課後児童対策事業	44
①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）	44
(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト事業）	45
(4) 地域子育て支援拠点事業	45
(5) 一時預かり事業	466
(6) 病児・病後児保育事業	46
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	477
(8) 利用者支援事業	47
(9) 子育て世代包括支援センター	48
(10) 乳児家庭全戸訪問事業	48
(11) 養育訪問支援事業	49
(12) 妊婦健康診査	49
(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	50
(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	50
第6章 計画の推進に向けて	51
1. 計画や子育て支援施策の周知	51
2. 計画の推進	51
3. 計画の推進体制と進行管理	52

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国では、少子化が急速に進行し、その問題は年々深刻度を増しています。

厚生労働省が公表した人口動態統計では、平成30年(2018年)のわが国の合計特殊出生率(1人の女性が一生の間に産む子どもの数)は1.42と、平成29年(2017年)の1.43から0.01下がり、3年連続で低下しています。一方で、夫婦が実際に産む子どもの人数の平均と、夫婦が理想とする子どもの人数の平均との間には開きが見られ、その理由として、子育てに関する不安感や、仕事と子育てとの両立に対する負担感があることが指摘されています。女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

このような状況を踏まえ、国では、少子化に歯止めをかけ、次代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、様々な取組を推進しています。平成24年(2012年)8月には、子ども・子育て関連3法(「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法」)が成立し、平成27年度(2015年度)から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

新制度では、幼児教育・保育の質の向上及び量の充実のほか、保護者の働き方や地域ニーズに応じた保育の提供等を図ることとされ、具体的には、幼稚園と保育所の良さを併せ持つ認定こども園の普及、小規模保育や家庭的保育などの充実、親子同士の交流や相談の場(地域子育て支援拠点)や放課後児童クラブの充実など、保護者の就労の有無にかかわらず、全ての子どもと一緒に教育や保育が受けられ、地域の実情に応じて保育の場を確保することとされています。また、平成25年(2013年)に制定された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、令和元年(2019年)6月に改正法が公布され、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されたり、貧困が連鎖したりすることで閉ざされることがないように、市町村において子どもの貧困対策のための計画の策定を努力義務とするなど、貧困対策を総合的に進めるよう求めています。

前述の社会情勢の変化の中、新温泉町の子どもを取り巻く環境も大きく変化し続けています。そのため、地域住民みんなが、互いに支え合い、助け合い、補い合い、子どもと大人がともに育つことのできるまちをめざし、平成27年(2015年)3月に「新温泉町子ども・子育て支援事業計画」(以下「第1期計画」という。)を策定し、総合的に幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を推進してきました。

第1期計画が令和元年度(2019年度)末をもって終了することから、第1期計画での取組での成果と課題、子育て家庭の子ども・子育て支援に関するニーズなどを踏まえ、「第2期新温泉町子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村行動計画として位置づけます。

また、本計画は次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策計画を含む計画です。

また、本計画は、「新温泉町総合計画」や関連の分野別計画との整合、連携を図り推進します。

3. 計画の対象

本計画は、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象としていますが、次代の親づくりという視点から、一部の施策については、今後親となる若い世代も対象としています。

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）の5か年とします。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1. 人口や世帯、就労等の状況

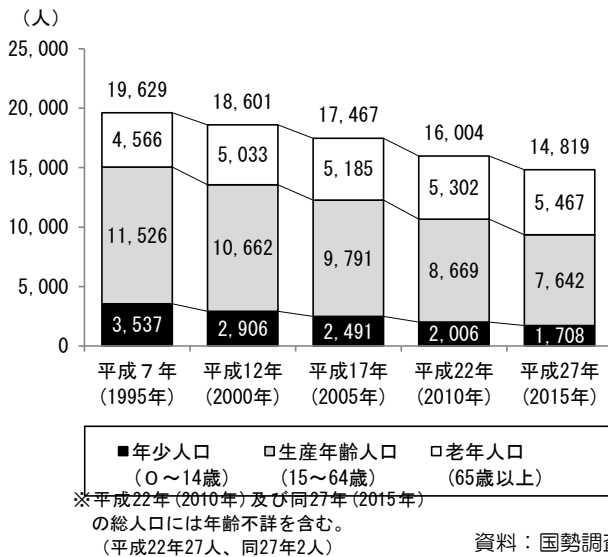
(1) 人口の推移

新温泉町の総人口は減少傾向にあり、平成27年（2015年）には14,819人となっています。年齢3区分別人口をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少、老年人口（65歳以上）は増加する少子高齢化が進んでいます。

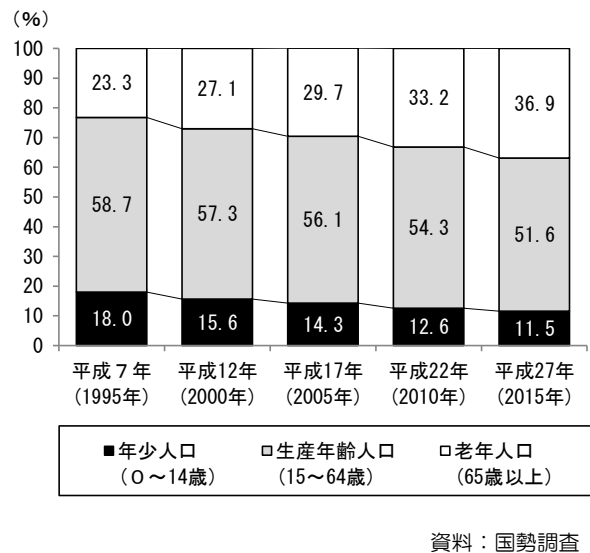
新温泉町の出生数は、平成26年（2014年）以降100人を下回り、平成29年（2017年）には71人と減少傾向にあります。

新温泉町の出生率を全国、兵庫県と比較すると、全国、兵庫県を大きく下回って推移しており、平成29年（2017年）で4.8となっています。

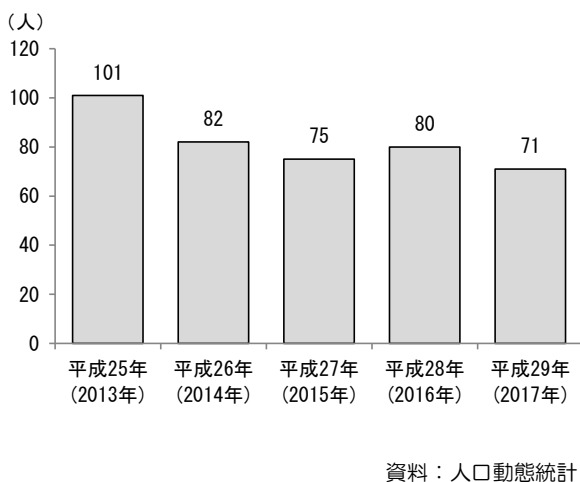
■年齢3区分別人口の推移（新温泉町）



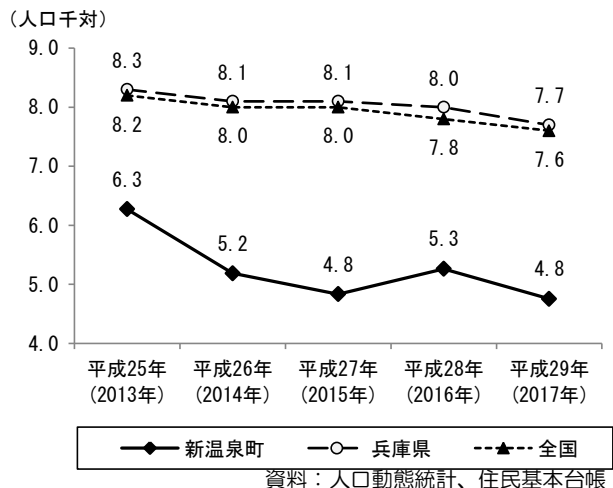
■年齢3区分別人口割合の推移（新温泉町）



■出生数の推移（新温泉町）



■出生率（人口千対）の推移



(2) 世帯の状況

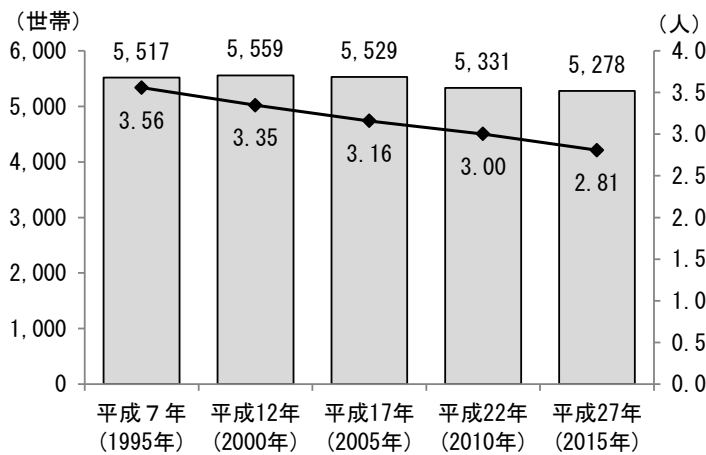
新温泉町の一般世帯数は、平成17年（2005年）から減少傾向にあり、平成27年（2015年）には5,278世帯となっています。世帯あたり人員は総人口の減少とともに減り、平成27年（2015年）には世帯あたり2.81人となっています。

新温泉町の世帯類型別割合をみると、核家族世帯割合と単独世帯の割合が年々増加しています。しかし、兵庫県、全国と比較すると、新温泉町は核家族世帯割合、単独世帯割合とも低くなっています。

子どものいる世帯割合を兵庫県、全国と比較すると、6歳未満の世帯員のいる一般世帯割合は8.0%、18歳未満の世帯員のいる一般世帯割合は21.2%となっており、6歳未満の世帯員のいる一般世帯割合は、兵庫県、全国よりわずかに低い水準となっています。

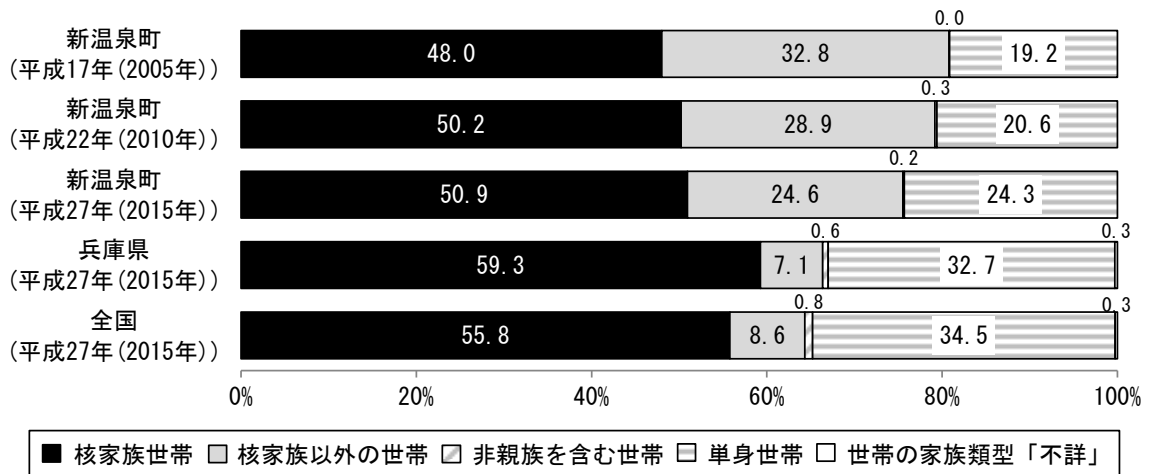
ひとり親家庭世帯の状況をみると、多少の増減があるものの、母子世帯、父子世帯とも大きな変化はみられません。

■一般世帯数および世帯あたり人員の推移（新温泉町）



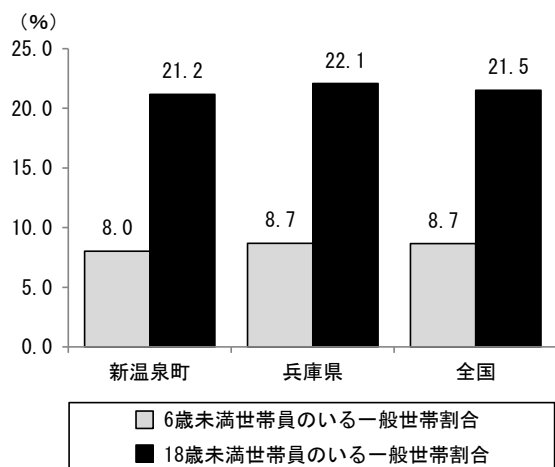
資料：国勢調査

■一般世帯における世帯類型別割合の推移



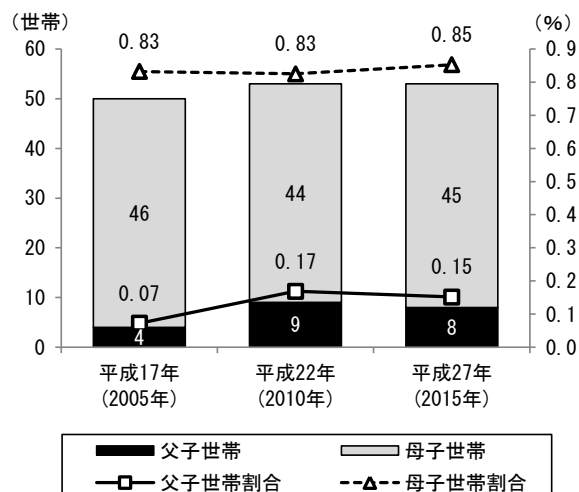
資料：国勢調査

■一般世帯数に占める子どものいる世帯数の状況



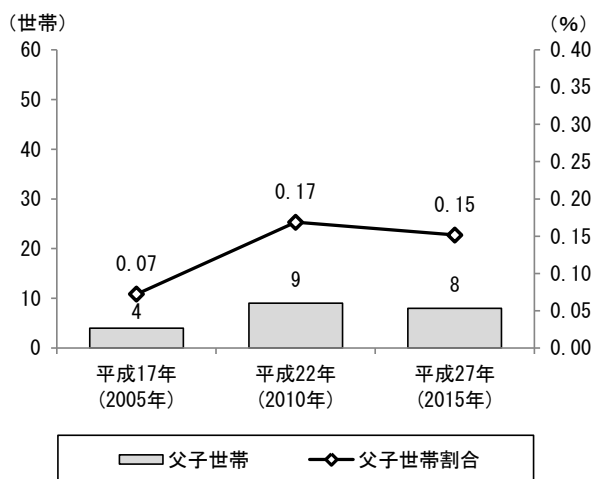
資料：国勢調査

■ひとり親家庭世帯数の推移（新温泉町）



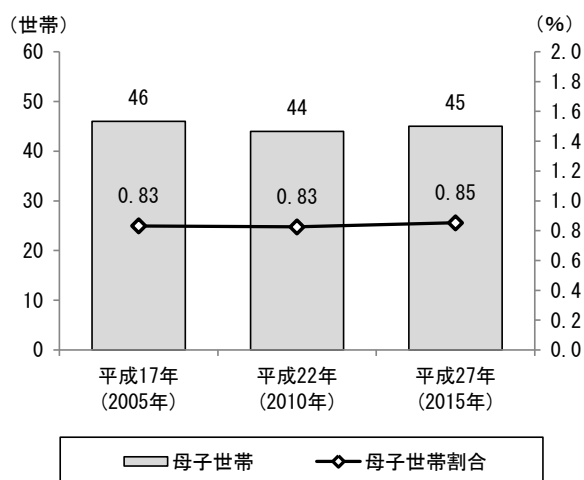
資料：国勢調査

■父子家庭割合の推移



資料：国勢調査

■母子家庭割合の推移



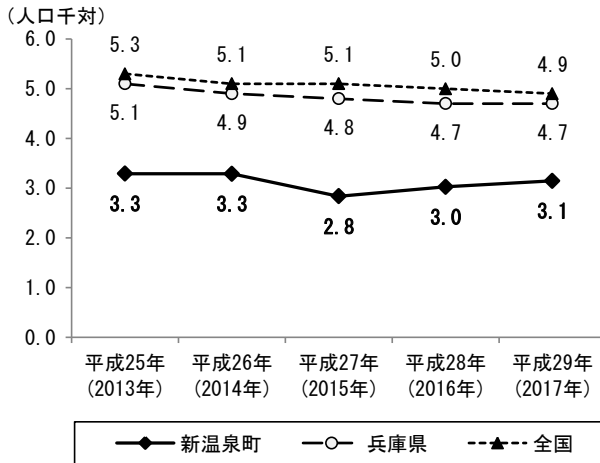
資料：国勢調査

(3) 婚姻・離婚の状況

婚姻率の推移をみると、平成28年（2016年）以降増加し、平成29年（2017年）には3.1となっており、全国、兵庫県より下回って推移しています。

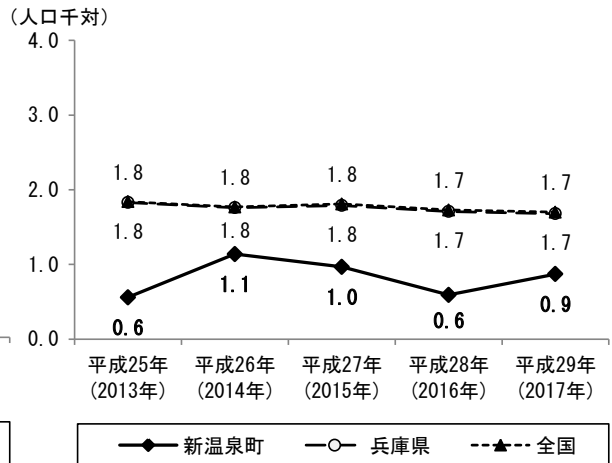
離婚率の推移をみると、平成26年（2014年）から28年（2016年）まで減少傾向にありましたが、平成29年（2017年）には0.9と増加しましたが、全国、兵庫県より下回って推移しています。

■婚姻率（人口千対）の推移



資料：人口動態統計、住民基本台帳

■離婚率（人口千対）の推移

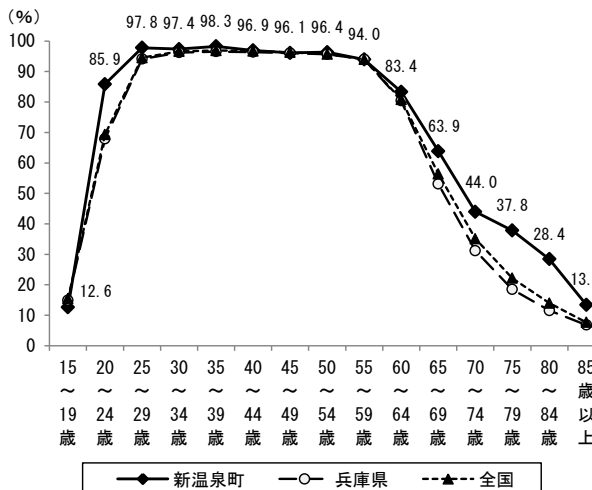


資料：人口動態統計、住民基本台帳

(4) 就労の状況

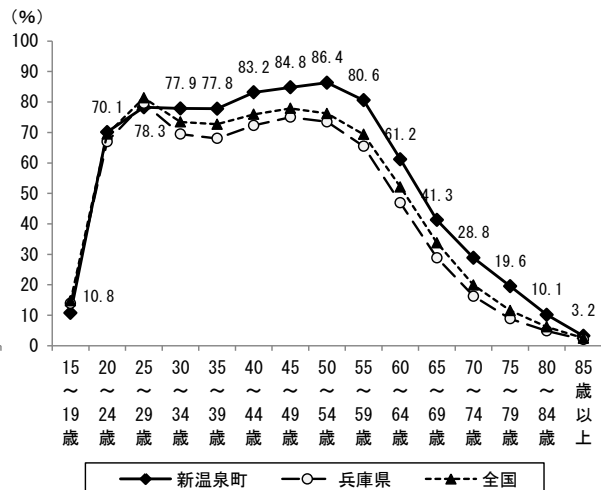
年齢階層別労働力率の状況をみると、男性では20歳代後半から50歳代後半まで9割以上で推移しているのに対し、女性では30歳代で割合が低くなり40歳代で再び割合が高くなるM字カーブを描いています。新温泉町の女性の労働力率は、30歳以降のいずれの年代でも兵庫県、全国より上回っています。

■男性の年齢階層別労働力率の状況



資料：国勢調査（平成27年）

■女性の年齢階層別労働力率の状況



資料：国勢調査（平成27年）

2. 保育所および幼稚園の状況

(1) 就学前教育・保育施設の状況

認定こども園は、平成27年度（2015年度）と平成30年度（2018年度）を比較すると、入園者数は長時部では減少し、短時部では増加しています。

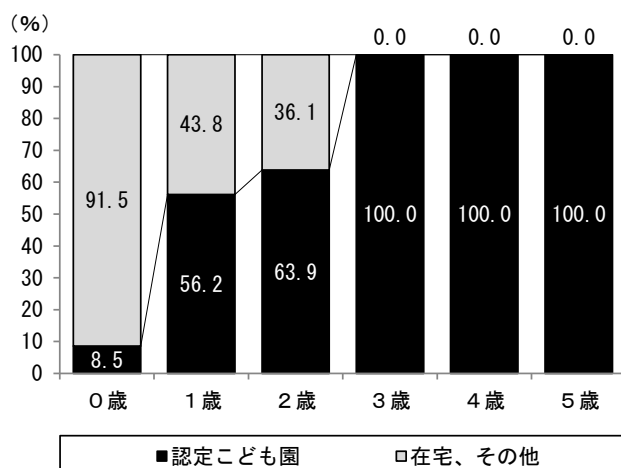
就学前教育・保育施設への入園状況から年齢別の利用状況をみると、0歳児では8.5%が教育・保育施設を利用しており、年齢が上がるにつれ割合は増加するものの、4・5歳では、在宅、その他の利用者はなくなり、認定こども園の利用者は10割とすべての方が利用していることがうかがえます。

① 認定こども園

項目			平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
実施か所数	長時部	か所	4	4	4	4
	短時部		4	4	4	4
定員数	長時部	人	400	400	400	400
	短時部		130	130	130	130
入園者数	長時部	人	338	326	315	307
			短時部	51	52	57
	0歳	人	7	10	5	7
			短時部			
	1歳	人	42	29	33	41
			短時部			
	2歳	人	41	61	47	54
			短時部			
	3歳	人	87	63	80	61
			短時部	0	15	20
	4歳	人	69	87	58	82
			短時部	27	16	21
	5歳	人	87	74	84	59
			短時部	25	23	21
在籍率	長時部	%	83.3%	81.0%	76.8%	76.0%
	短時部		40.0%	41.5%	47.7%	50.8%

資料：新温泉町

■ 年齢別の就学前教育・保育施設利用状況（平成30年度（2018年度））



3. 子育て支援事業および保育サービスの状況

(1) 子育て支援事業等の状況

延長保育、一時預かり保育、障がい児保育は、延べ利用人数は年度ごとにばらつきがありますが、平成27年度（2015年度）と平成30年度（2018年度）を比較すると、延べ利用人数は、延長保育のみ増加しています。

地域子育て支援拠点事業は、平成27年度（2015年度）と平成30年度（2018年度）を比較すると、延べ利用者数が、浜坂子育て支援センター、温泉子育て支援センターともに、減少しています。

放課後児童クラブは、平成27年度（2015年度）と平成30年度（2018年度）を比較すると、利用者数は1～3年生、4～6年生ともに減少しています。

① 特別保育・延長保育等の状況

項目		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
延長保育	か所	4	4	4	4
	延べ利用人数	119	135	122	120
一時預かり保育	か所	4	4	4	4
	延べ利用人数	166	166	139	147
障がい児保育	か所	4	4	4	4
	延べ利用人数	13	14	14	12

資料：新温泉町

② 地域子育て支援拠点事業の状況

項目		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
浜坂子育て支援センター	延べ利用者数	3,659	3,540	3,482	3,402
温泉子育て支援センター	延べ利用者数	3,714	3,452	3,215	3,156

資料：新温泉町

③ 放課後児童クラブ

項目		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
1～3年生	人	42	41	37	34
4～6年生	人	16	13	13	14

資料：新温泉町

(2) 母子保健事業・医療対策の状況

母子健康手帳交付数は、平成30年度（2018年度）は62人で、平成27年度（2015年度）の81人より19人減少しています。

健診については、各健診ともに受診率は9割後半で推移しており、健診結果では異常なしの割合は、3歳児健診では平成30年度（2018年度）で増加しています。

健康診査等後の相談・保育所巡回は、平成27年度（2015年度）と平成30年度（2018年度）を比較すると、子ども相談（専門心理士・保健師）、保育所巡回相談（専門心理士等）とも同程度となっています。

歯科保健事業は、平成27年度（2015年度）と平成30年度（2018年度）を比較すると、認定こども園での利用者数は減少しています。

事前学習・体験学習（中学校）は、平成27年度（2015年度）以降1件となっています。

① 母子健康手帳

項目		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
手帳交付数	人	81	73	62	62

資料：新温泉町

② 各種健診

項目			平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
4 か 月 健 診	対象者数	人	81	79	71	65
	健診受診者数	人	81	79	70	65
	受診率	%	100	100	99	100
	受診結果 (異常なし)	人	54	61	41	33
		%	67	77	87	51
7 か 月 健 診	対象者数	人	85	78	75	74
	健診受診者数	人	83	78	74	74
	受診率	%	98	100	99	100
	受診結果 (異常なし)	人	61	53	51	50
		%	74	68	69	68
12 か 月 健 診	対象者数	人	90	73	70	83
	健診受診者数	人	89	73	70	81
	受診率	%	99	100	100	98
	受診結果 (異常なし)	人	70	61	50	58
		%	79	84	71	72
1 歳 6 か 月 児 健 診	対象者数	人	105	83	78	78
	健診受診者数	人	104	83	77	78
	受診率	%	99	100	99	100
	受診結果 (異常なし)	人	88	67	65	61
		%	85	81	84	78

項目		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	
3 歳児 健診	対象者数	人	85	99	88	82
	健診受診者数	人	84	99	88	82
	受診率	%	99	100	100	100
	受診結果 (異常なし)	人	47	61	45	55
%		56	62	51	67	

資料：新温泉町

③ 健康診査等後の相談・保育所巡回相談

項目		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
子ども相談 (専門心理士・保健師)	延べ 人数	26	31	28	28
保育所巡回相談(専門心理士等)	延 人数	19	21	15	19

資料：新温泉町

④ 歯科保健事業／健康教育

項目		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
認定こども園 (対象：園児・保育士・教諭)	回数	1	1	1	1
	人数	387	378	369	369
子育て支援センター (対象：乳幼児・保護者)	回数	2	2	2	2
	人数	41	39	40	38

資料：新温泉町

⑤ 学校保健との関係事業／思春期における保健福祉体験学習事業

項目		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
事前学習・体験学習(中学校)	件	1	1	1	1

資料：新温泉町

(3) 子育てに関する経済的支援の状況

児童扶養手当は、受給者数が減少傾向にあり、平成30年度（2018年度）は67人となっています。

母子寡婦福祉資金貸付は、平成30年度（2018年度）の利用数は1件であり、貸付金額は98,000円となっています。

母子家庭等医療費助成事業は、平成27年度（2015年度）と平成30年度（2018年度）を比較すると、受給者数は8人減少し、助成額はやや増加しています。

① ひとり親家庭等に対する支援

項目			平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
児童扶養手当	受給者数	人	87	83	75	67
	利用数	件	2	1	0	1
母子寡婦福祉資金貸付	貸付金額	円	1,488,000	720,000	0	98,000
	受給者数	人	167	177	176	159
母子家庭等医療費助成事業	助成額	円	2,573,043	3,070,919	2,594,067	2,583,572

資料：新温泉町

(4) 要保護児童対策の状況

児童虐待に関する町への通報件数は、年度ごとによってばらつきがありますが、平成30年度（2018年度）では9件となっています。

障がいのある子どもに対する支援は、放課後児童クラブの障がい児受入数は平成30年度（2018年度）で3人であり、生活支援サービスの補装具給付者、日常生活用具給付者、日中一時支援事業の登録者はいませんでした。

① 児童虐待通報件数

項目		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
虐待通報件数	件	1	1	0	9

資料：新温泉町

② 障がいのある子どもに対する支援

項目			平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
放課後児童クラブ	障がい児受入数	人	3	4	2	3
	補装具給付者数	人	3	3	5	4
生活支援サービス	日常生活用具給付者数	人	1	0	1	1
	登録者数	人	2	2	2	2

資料：新温泉町

4. 子育て家庭の状況および子育て支援ニーズ

(1) 調査の概要

本計画を策定するための基礎資料を得るため「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握を行いました。

- 調査地域：新温泉町全域
- 調査対象者：新温泉町内に居住する就学前児童を養育する世帯の保護者 458人
- 調査期間：平成31年(2019年)1月18日(金)～平成31年(2019年)2月12日(火)
- 調査方法：保育所及び幼稚園在籍時は各施設を通じ配布及び回収を行い、在宅で保育する世帯については、郵送で配布・回収を行いました。

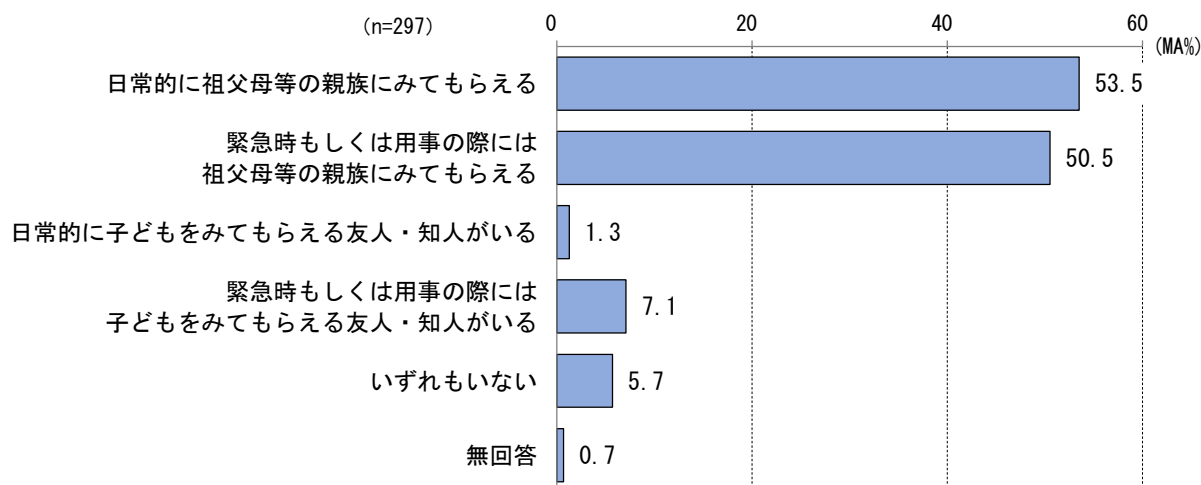
	配布数	有効回答数	有効回答率
回収結果	458人	297人	64.8%

図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。例えば、「n=618」のグラフで、選択肢Aが50.0%の場合、309人がAと回答しているということになります。

(2) 調査の結果

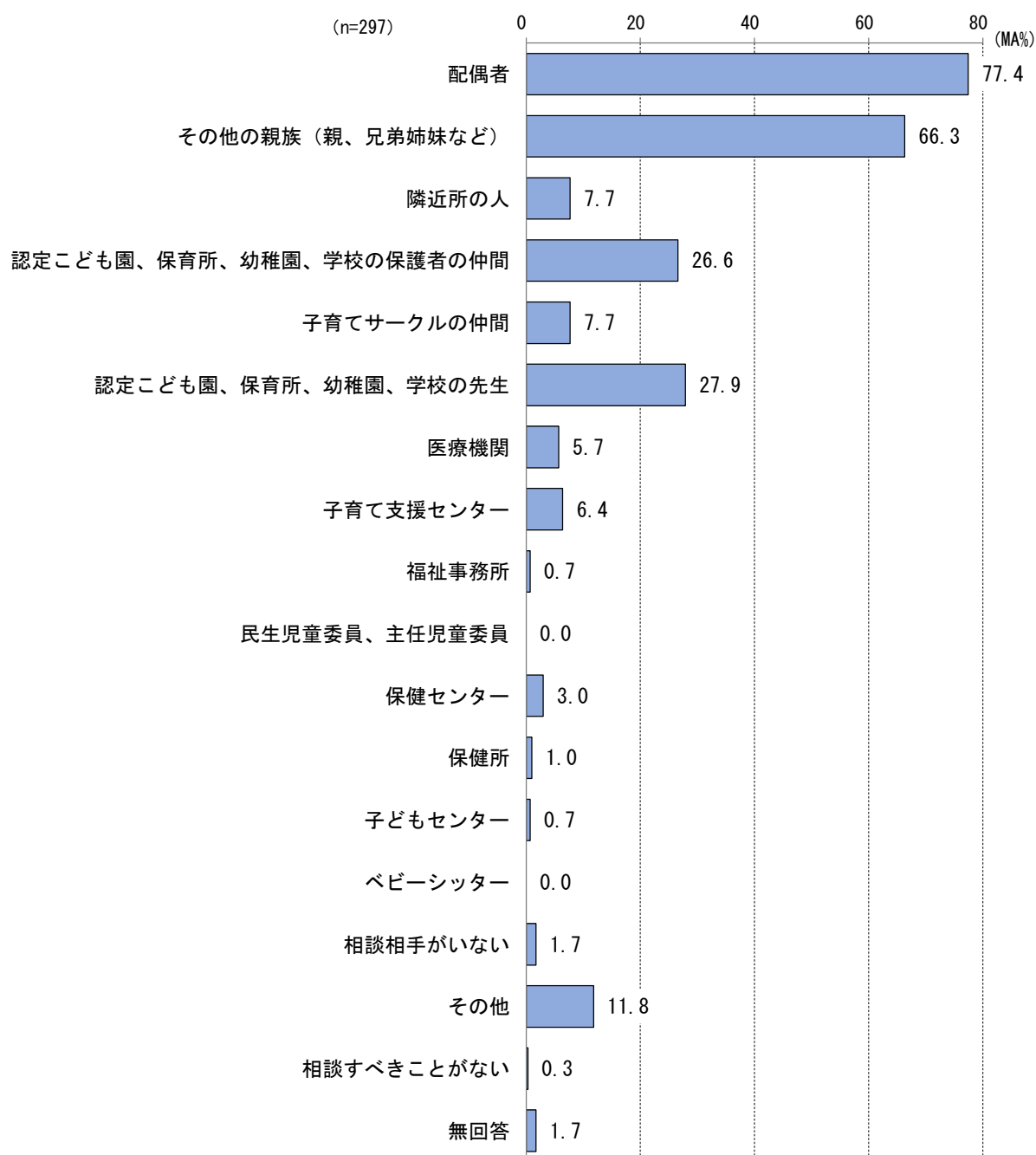
①日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無〈複数回答〉

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無についてみると、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が53.5%と最も高く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が50.5%となっています。



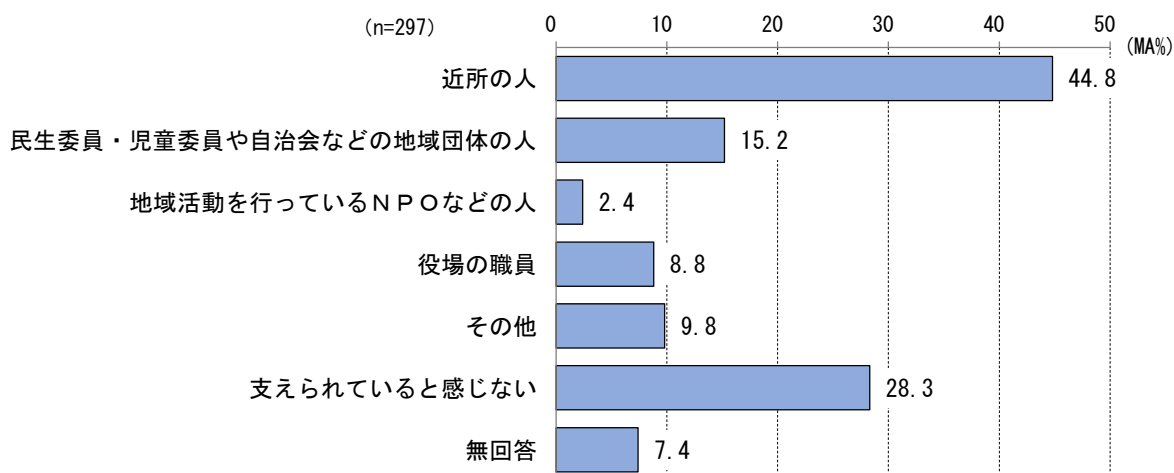
②子育てをする上での相談相手や相談場所〈複数回答〉

子育てをする上での相談相手や相談場所についてみると、「配偶者」が77.4%と最も高く、次いで「その他の親族（親、兄弟姉妹など）」が66.3%となっています。



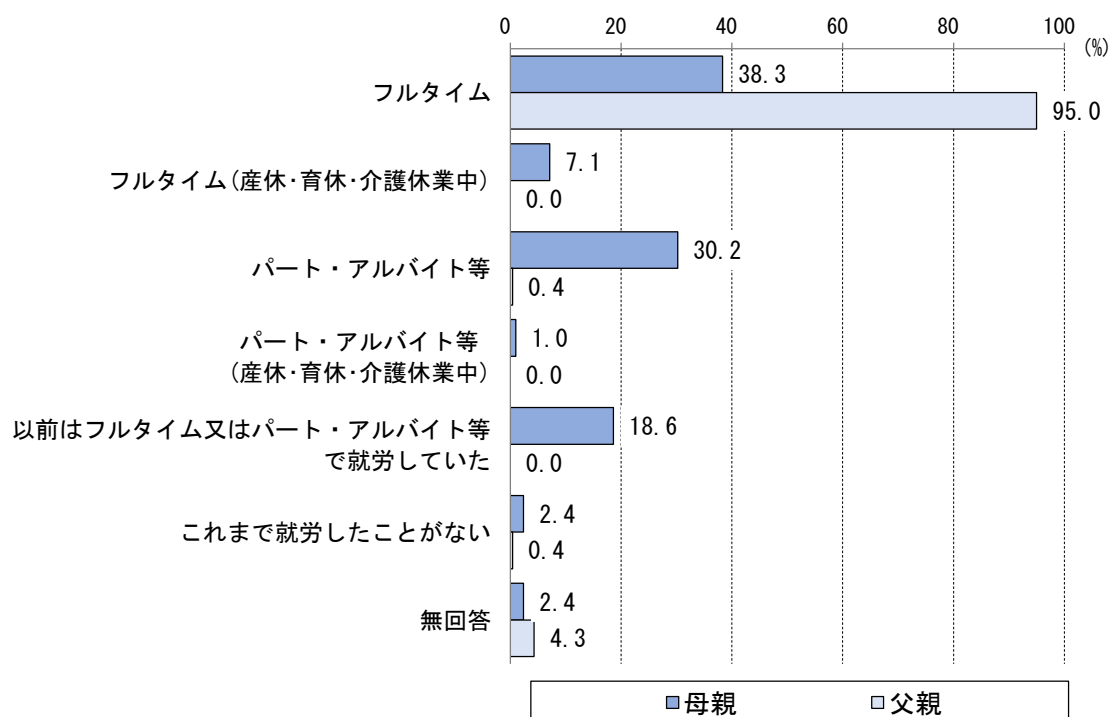
③子育てにおいて、誰に支えられていると感じるか〈複数回答〉

子育てにおいて、誰に支えられていると感じるかについては、「近所の人」が44.8%と最も高くなっています。次いで「支えられていると感じない」が28.3%となっています。



④保護者の就労状況〈単数回答〉

保護者の就労状況についてみると、母親・父親とも「フルタイム」が最も高く、母親38.3%、父親95.0%となっています。次いで母親は「パート・アルバイト等」が30.2%で続いています。



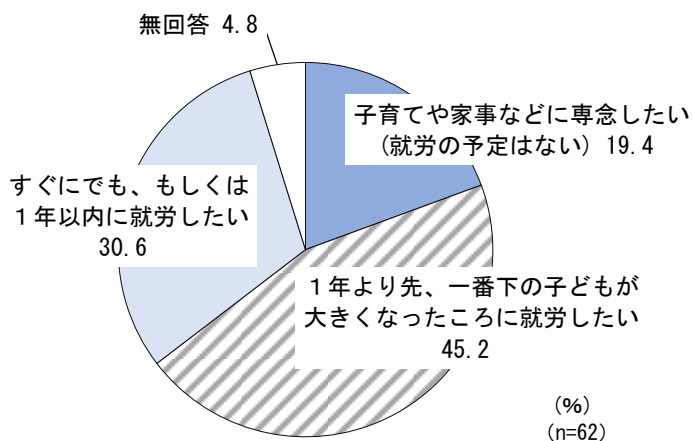
* 「フルタイム」：1週5日程度・1日8時間程度の就労
「パート・アルバイト等」：フルタイム以外の就労

④で「以前はフルタイム又はパート・アルバイト等で就労していた」または「これまでに就労したことがない」を選んだ方

④-1 現在、就労していない方の就労希望〈単数回答〉

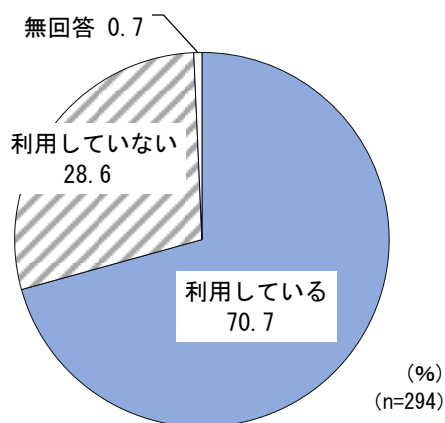
現在就労していない方の就労希望についてみると、母親では「1年より先、一番下の子どもが大きくなったところに就労したい」が45.2%と最も高くなっています。

【母親】



⑤現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無〈単数回答〉

現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無についてみると、「利用している」が70.7%、「利用していない」が28.6%となっています。



*ここでいう「定期的な教育・保育事業」とは、月単位で定期的に利用している事業を指す。具体的には、幼稚園や保育所など、⑤-1に示す事業が含まれる。

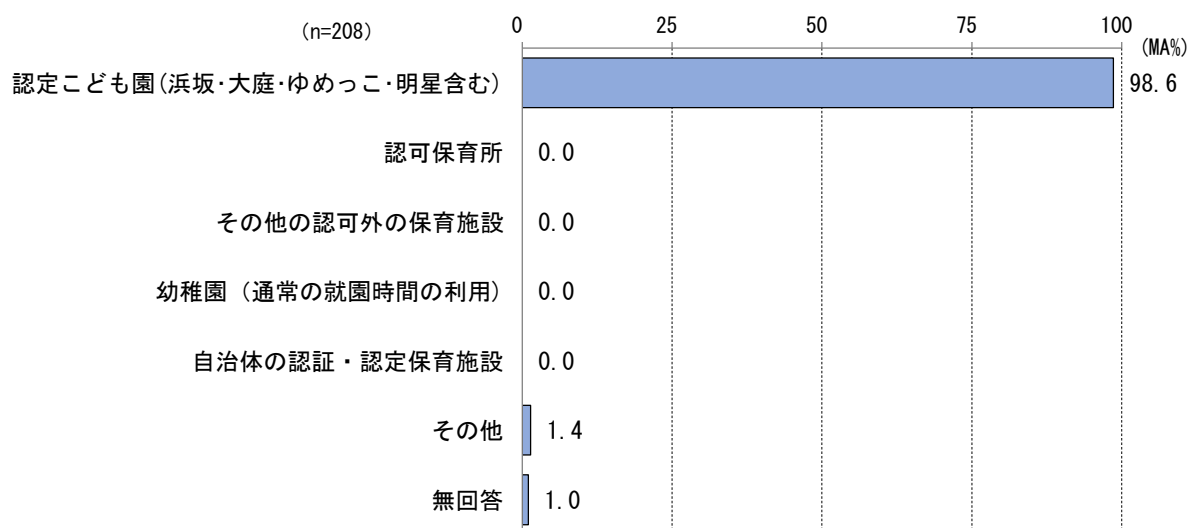
⑤で「利用している」を選んだ方

⑤-1 平日に利用している教育・保育事業〈複数回答〉、利用したいと考える事業〈複数回答〉

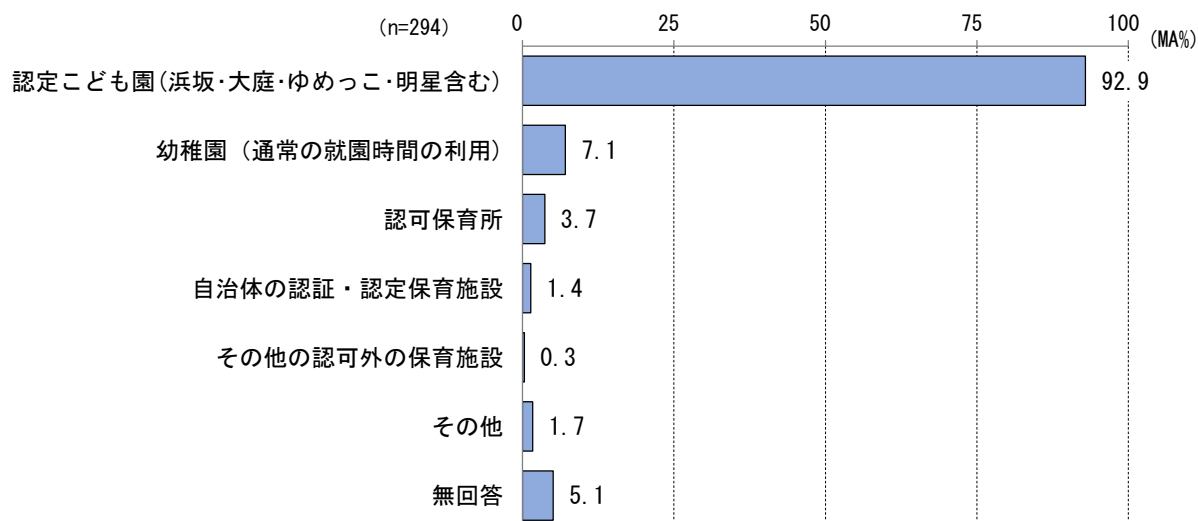
平日に利用している教育・保育事業についてみると、「認定こども園（浜坂・大庭・ゆめっこ・明星含む）」が98.6%と、大部分を占めています。

今後、平日に定期的に利用したいと考える教育・保育事業についても、「認定こども園（浜坂・大庭・ゆめっこ・明星含む）」が92.9%で最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が7.1%となっています。

【平日に利用している】



【利用したい事業】



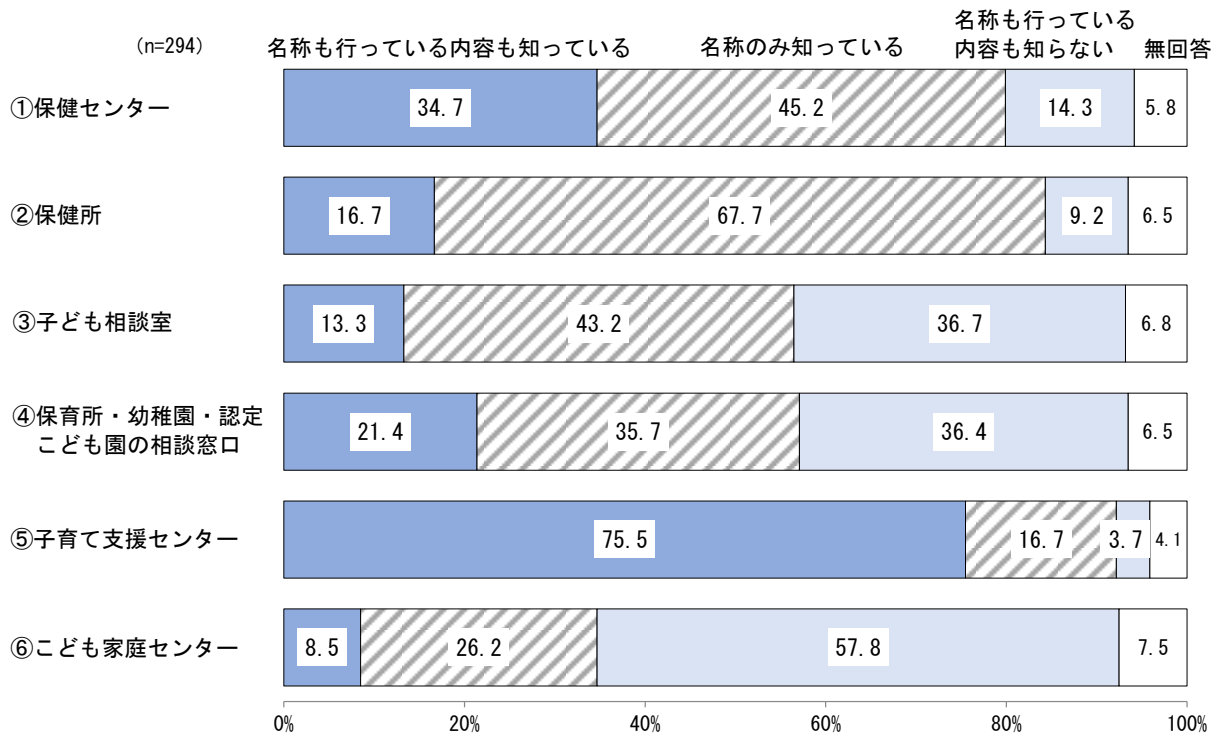
**⑥子育てに関する機関や子育てサービスの認知度と利用経験、今後の利用意向
〈単数回答〉**

子育てに関する機関や子育てサービスの認知度についてみると、「名称も行っている内容も知っている」では、『子育て支援センター』が75.5%と最も高く、次いで『保健センター』が34.7%となっています。

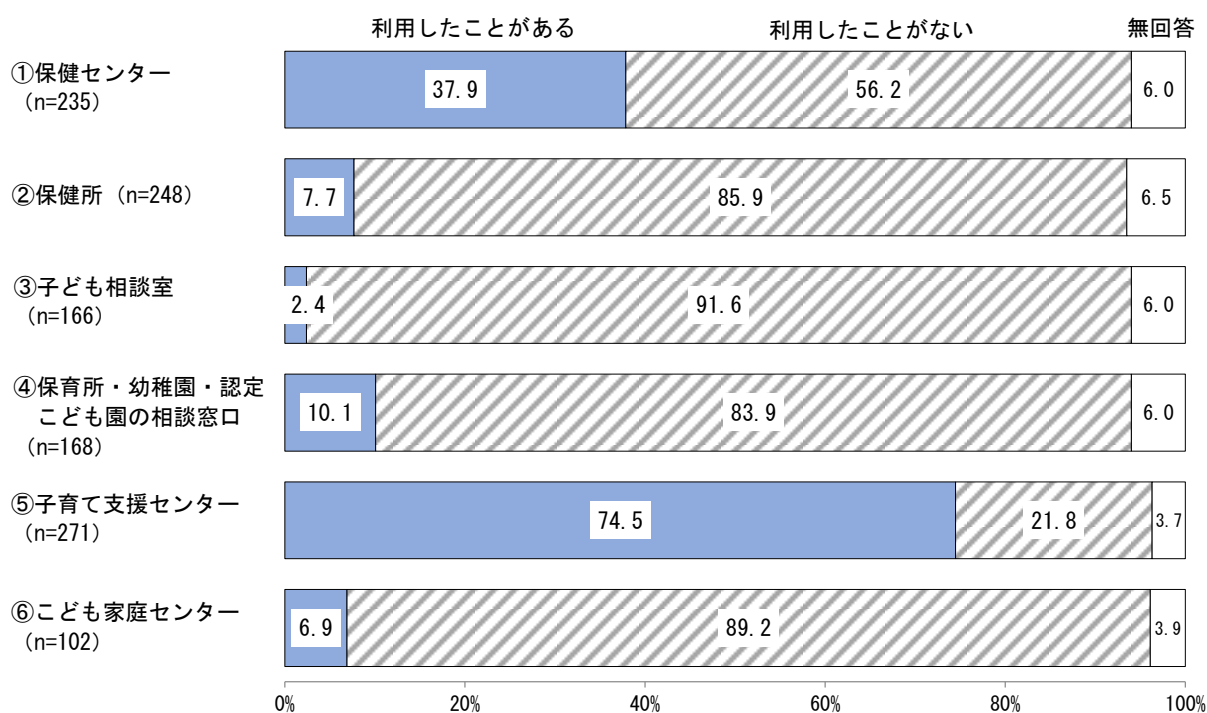
子育てに関する機関や子育てサービスの利用経験についてみると、「利用したことがある」では、『子育て支援センター』が74.5%と最も高く、次いで『保健センター』が37.9%となっています。

子育てに関する機関や子育てサービスの今後の利用意向についてみると、「今後利用したい」では、『子育て支援センター』が29.3%と最も高く、次いで『保育所・幼稚園・認定こども園の相談窓口』が17.0%となっています。

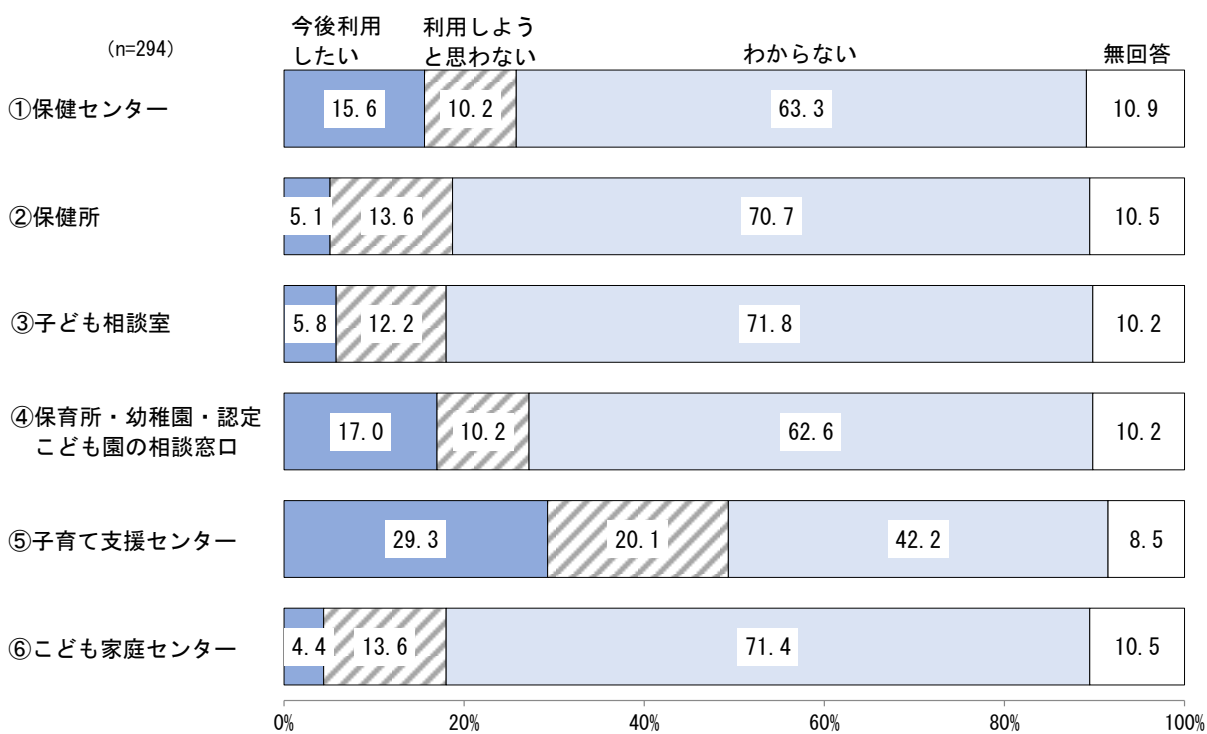
◎認知度



◎利用経験

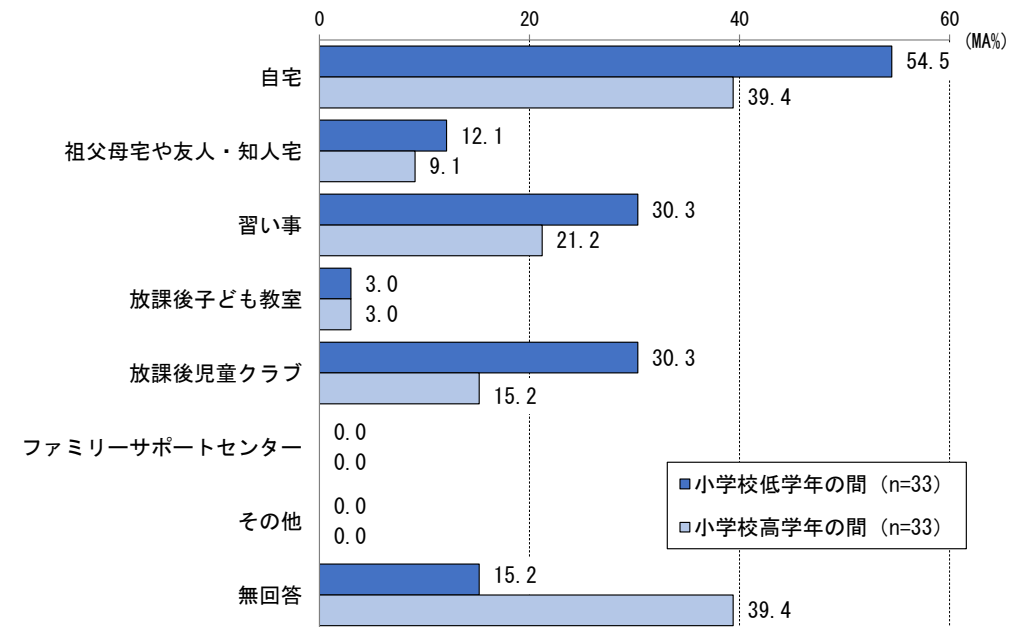


◎今後の利用意向



⑦小学生になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間を主にどのような場所で過ごさせたいと思うか〈複数回答〉

小学生になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間を主に過ごさせたいと思う場所についてみると、『小学校低学年の間』（1～3年生）では「自宅」が54.5%、「習い事」、「放課後児童クラブ」がともに30.3%で高く、『小学校高学年の間』（4～6年生）でも「自宅」が39.4%、「習い事」が21.2%でともに高くなっています。

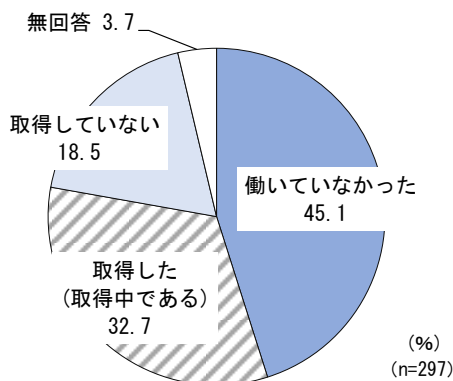


⑧子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況〈単数回答〉

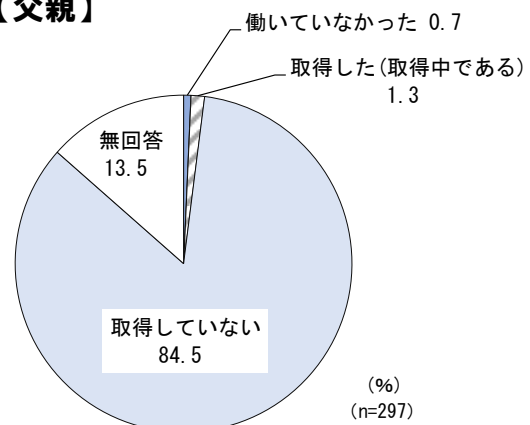
子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況についてみると、母親では「働いていなかった」が45.1%、父親では「取得していない」が84.5%と、それぞれ最も高くなっています。また、母親の「取得した（取得中である）」が32.7%、父親では1.3%となっています。

育児休業を取得していない理由は、母親で「子育てや家事に専念するため退職した」が50.9%で最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が20.0%となっています。父親で「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が37.8%と最も高く、次いで「配偶者が育児休業制度を利用した」が26.3%となっています。

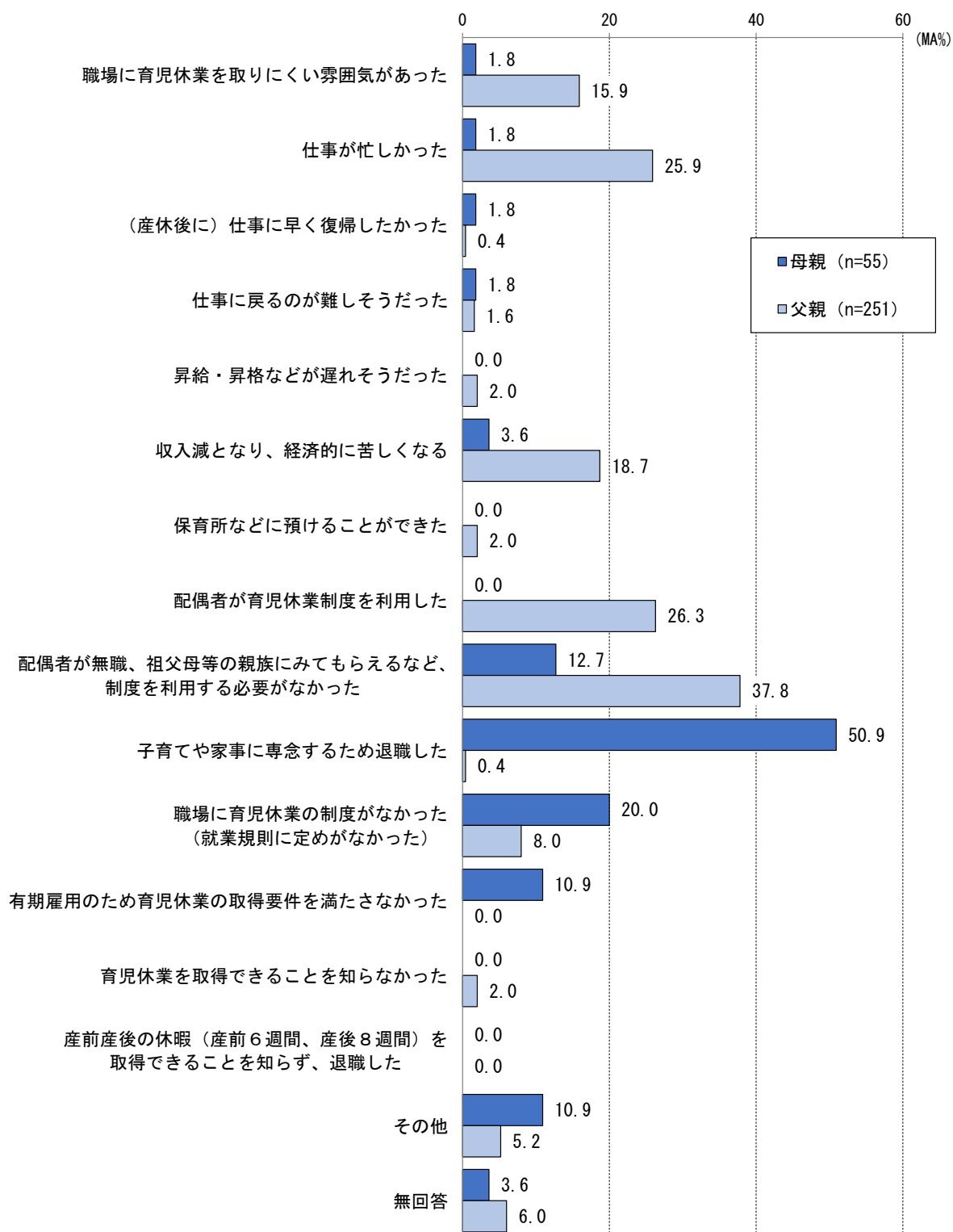
【母親】



【父親】

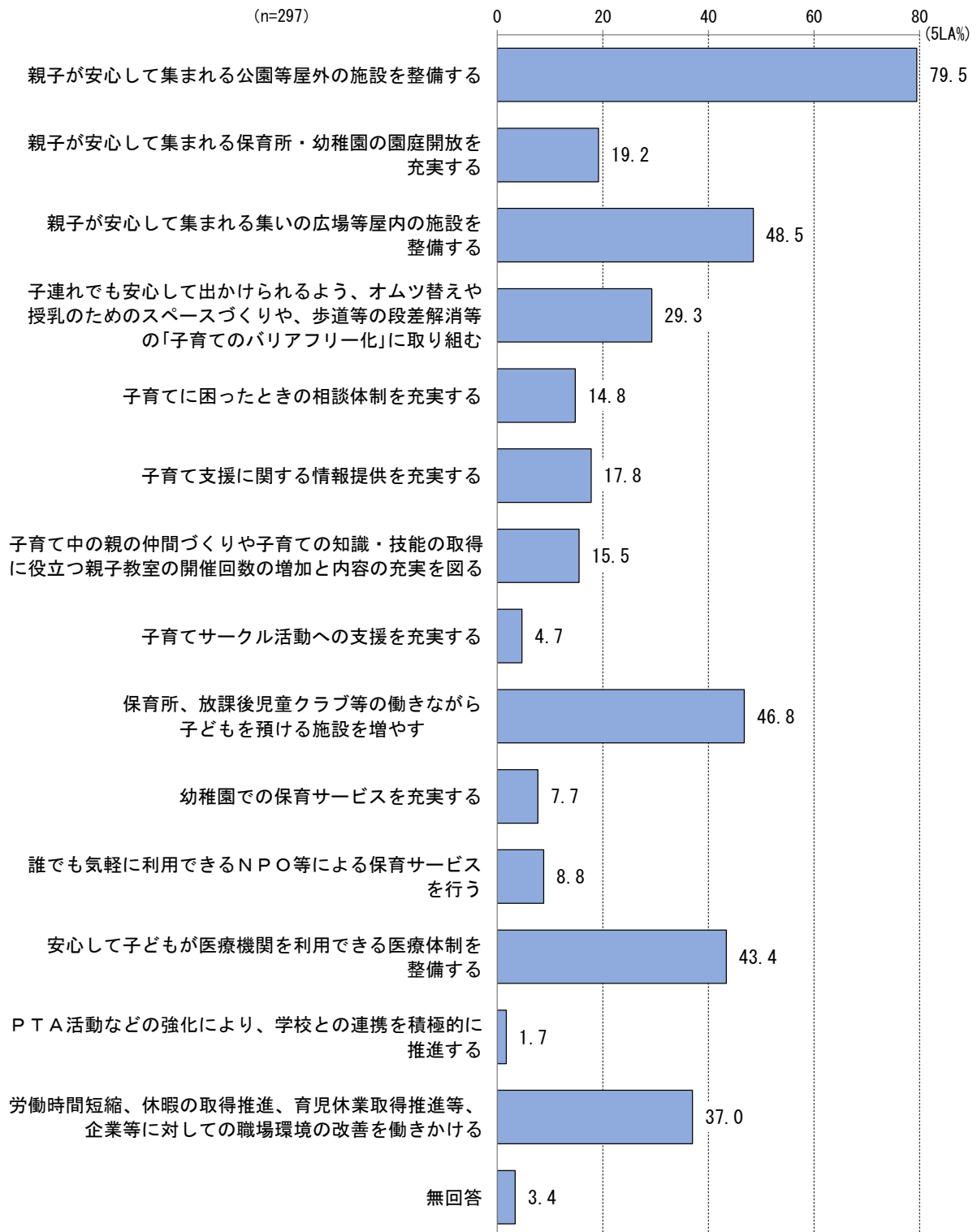


◎取得していない理由〈複数回答〉《「取得していない」を選んだ方》



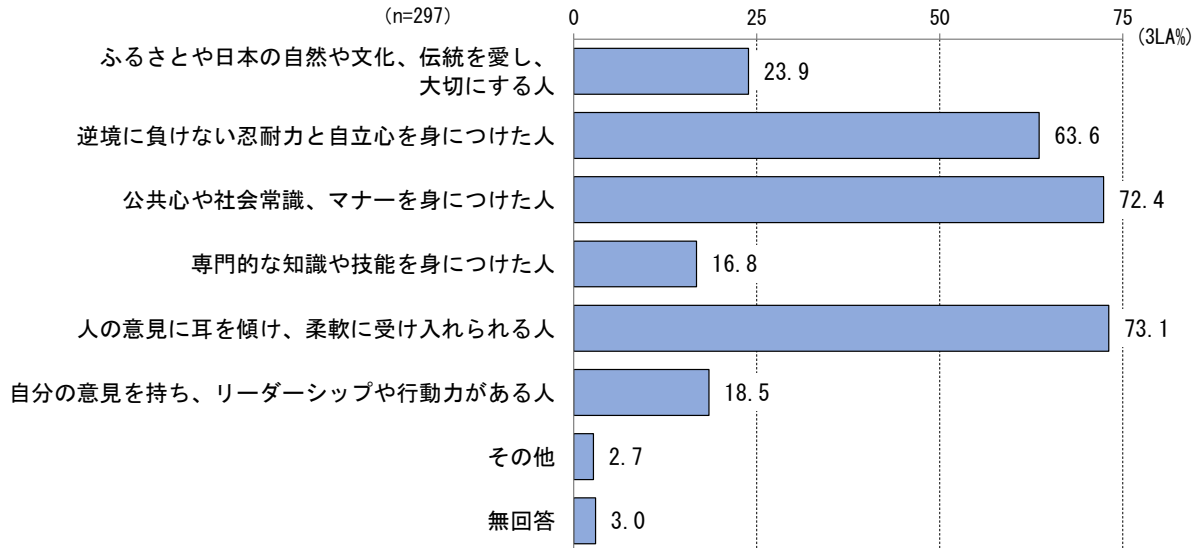
⑨新温泉町に対して期待する子育て支援策〈複数回答・5つまで〉

期待する子育て支援策については、「親子が安心して集まれる公園等屋外の施設を整備する」が79.5%と最も高く、次いで「親子が安心して集まれる集いの広場等屋内の施設を整備する」が48.5%、「保育所、放課後児童クラブ等の働きながら子どもを預ける施設を増やす」が46.8%となっています。



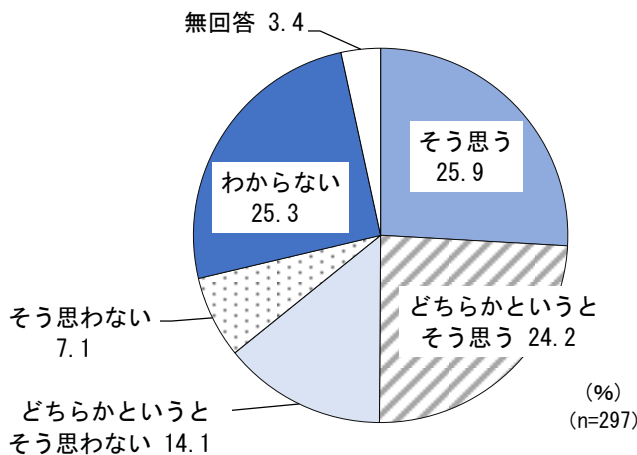
⑩将来、お子さんにどのような人に育ててほしいと思うか〈複数回答・3つまで〉

将来、お子さんにどのような人に育ててほしいと思うかについては、「人の意見に耳を傾け、柔軟に受け入れられる人」が73.1%と最も高く、次いで「公共心や社会常識、マナーを身につけた人」が72.4%、「逆境に負けない忍耐力と自立心を身につけた人」が63.6%となっています。



⑪これからもお子さんに新温泉町で育ててほしいと思うか〈単数回答〉

これからもお子さんに新温泉町で育ててほしいと思うかについてみると、「そう思う」「どちらかというと思う」の合計が50.1%で、「そう思わない」「どちらかというと思わない」の21.2%を大きく上回っています。



第3章 計画の理念と基本方向

1. 基本理念

第1期計画では、『“まち”があなたを応援します。夢と温もりのある子育て・子育てができる新温泉町』を基本理念に、親は愛情あふれる温かいふれあいやしつけ等、子どもを健全に育成する行動をとること、それと同時に子どもや親を取り巻く教育・保育施設、学校、事業所、地域の人たちを含めたすべての者が、子どもが健やかに生まれ、健全に育つよう、それぞれの立場で関わることを基本に取り組んできました。

こうした視点は、子ども・子育て支援法の趣旨である「一人一人が個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を社会全体で整備すること」、そして「地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること」と合致するものです。

このことから、親が子育てを主体的に担うことを前提としつつ、地域や企業、行政などまちを挙げて、誰もが安心して子どもを生み、子どもと向き合いながら、すべての人が夢と温もりを持って子育てができ、すべての子どもがこころ豊かに育っていける環境づくりや条件づくりを積極的に支援することを、これからも変わることのない大切な理念として掲げます。

第1期計画における取り組みの連続性並びに整合性を維持するため、本計画においても、この理念を継承し、この理念を根底に置き計画を推進することとします。

【基本理念】

“まち”があなたを応援します。
夢と温もりのある子育て・子育てができる
新温泉町

2. 基本方向

基本方向1 のびのび

～保護者の主体的な子育てを支える教育・保育環境づくり～

認定こども園から小・中学校へとつながる一体的な子ども・子育て支援の考え方のもと、保護者の就労状況や生活環境など、子育てを取り巻く家庭環境の違いや子どもの発達程度にかかわらず、誰もが安心して子育てができるよう地域における子育て支援の充実、認定こども園や預かり保育等のサービスの充実、就学前教育・保育の充実、子育て支援の拠点・ネットワークづくりを図ります。

基本方向2 すくすく

～子どもが健やかに成長するための環境づくり～

子どもが心身ともに健やかに育つことができるよう、妊娠中や出産、乳幼児期から思春期をとおして、個々に応じた適切な保健指導、子育てに関する相談・情報提供の取組を推進します。

また、一人一人の子どもの「生きる力」の育成にむけて、学校の教育環境等の整備に努めるとともに、社会全体で子どもを育てるため、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

基本方向3 いきいき

～仕事と生活の調和による充実した暮らしを支える社会づくり～

男女がともに子どもの健やかな育ちと子育てにおいて役割を果たすことができるよう、さまざまな啓発を推進し、男女の働き方や家事・育児の分担などを見直し、男女がともに子育ての喜びと責任を分かち合える社会づくりをめざします。

基本方向4 あんしん

～すべての家庭で安心とゆとりのある子育てができるまちづくり～

虐待を受ける児童、ひとり親家庭、障がい児等、社会的援助を必要とする子どもが増加する中、一人一人の違いを認め合う社会の構築に向け、すべての子どもの最善の利益が実現されるよう支援体制の充実を図ります。

また、誰もが安心して子どもを育てられるまちづくりを推進するため、生活環境や交通安全環境の整備、地域の安全・防犯等の取組を一層充実させるとともに、子育て家庭への経済的負担の軽減を図ります。

3. 施策体系

基本方向 1 のびのび

～保護者の主体的な子育てを支える教育・保育環境づくり～

- | | | |
|----------------------|---|---|
| (1)多様な子育て支援サービス環境の整備 | — | No.1 多様な保育サービスの充実
No.2 民間保育サービスの育成
No.3 放課後児童対策の実施 |
| (2)幼児期からの一貫した教育の推進 | — | No.4 教育・保育の提供体制の充実
No.5 幼児期の教育の充実
No.6 就学前教育・保育環境の充実
No.7 サービスの質の向上
No.8 就学前教育と小学校教育等の連携の推進
No.9 各認定こども園の連携強化 |
| (3)地域で支える子育て環境づくり | — | No.10 地域子育て支援拠点事業の充実
No.11 地域が育つ場づくりの推進
No.12 子育て関係者の連携体制の強化
No.13 地域関連団体への支援
No.14 子育てを支援する人材の確保
No.15 子育てを地域全体で支援する意識の啓発
No.16 家庭の子育て力向上への支援
No.17 認定こども園・学校等における子育て家庭への支援
No.18 親子がふれあう機会の充実 |

基本方向 2 すくすく

～子どもが健やかに成長するための環境づくり～

- | | | |
|---------------------------|---|--|
| (1)母と子どもの健康の確保 | — | No.19 相談・指導體制の充実
No.20 周産期医療の充実
No.21 健康診査等の充実
No.22 生活習慣病予防対策の推進
No.23 小児医療体制の充実
No.24 食育と口・歯の健康づくりの推進 |
| (2)子育てに関する相談・情報の充実 | — | No.25 情報提供体制の充実
No.26 相談体制の充実
No.27 一元的な子育て支援体制の確立
No.28 関係課・関係機関の連携 |
| (3)子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の充実 | — | No.29 確かな学力の育成
No.30 豊かな心の育成
No.31 健やかな体の育成
No.32 情報モラル教育の推進
No.33 心の問題に配慮した教育環境の整備
No.34 特別支援教育の充実
No.35 相談体制の充実
No.36 学校の組織力と教職員の資質向上の推進
No.37 児童・青少年の健全育成の推進
No.38 有害情報から子どもを守る体制の整備
No.39 子どもが学ぶ機会の充実
No.40 次代の親の育成 |

基本方向 3 いきいき

～仕事と生活の調和による充実した暮らしを支える社会づくり～

- (1)子育て就労環境の整備 ————— No.41 ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発
No.42 働き方の見直しについての意識啓発
No.43 各種制度の普及啓発
No.44 働く母親・父親を支える職場づくりの推進
- (2)家庭や職場などでの男女共同参画意識の醸成 — No.45 家庭における男女共同参画意識の啓発
No.46 保護者が協力し合う家事・育児の促進
No.47 思春期における男女共同参画意識の啓発

基本方向 4 あんしん

～すべての家庭で安心とゆとりのある子育てができるまちづくり～

- (1)児童虐待防止対策の推進 ————— No.48 子どもの権利擁護の推進
No.49 虐待に関する相談体制の強化・充実
No.50 児童虐待に関する情報提供の強化・充実
No.51 要保護児童への支援体制の充実
No.52 DVの被害者の子どもへの支援
- (2)特別な支援が必要な子どもへの対応 — No.53 療育の充実
No.54 早期発見・早期療育体制の充実
No.55 生活支援の充実
No.56 特別支援教育・相談体制の充実
No.57 障害に対する理解の促進
No.58 障害児保育の推進
- (3)子育てにかかる経済的支援策の充実 — No.59 ひとり親家庭の自立支援の推進
No.60 就園・就学費の負担軽減
No.61 養育に要する費用の負担軽減
No.62 子育てに関する医療費の負担軽減
No.63 不妊治療に関する費用の負担軽減
- (4)子どもの安全を確保するための活動の推進 — No.64 安全な道路環境の整備
No.65 交通安全対策の推進
No.66 防犯意識の普及啓発
No.67 子どもの犯罪被害に関する地域の防犯体制の整備
No.68 防災対策の推進

第4章 施策の具体的な展開

1. のびのび

～保護者の主体的な子育てを支える教育・保育環境づくり～

(1) 多様な子育て支援サービス環境の整備

乳幼児期の教育・保育事業の利用ニーズは高くなってきており、核家族化の進行やライフスタイルが多様化し、求められる保育サービスも多岐にわたっています。

新温泉町では浜坂地域、温泉地域それぞれに認定こども園や子育て支援センター、放課後児童クラブ等が整備され、地域の状況に合わせたサービスを提供しています。

乳幼児期の教育・保育の重要性や特性を踏まえ、子育て家庭のニーズを的確に把握し、団体が実施する各種保育サービスとも連携を図るなど、認定こども園等の教育・保育事業の提供の量的拡充と質の確保・向上をめざします。

No.	取組	内容	主な事業
1	多様な保育サービスの充実	延長保育や一時預かり事業、病児・病後児保育等の充実と浜坂・大庭認定こども園の老朽化について、ニーズに沿った施設環境をめざして改修等の検討を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園◆ ・延長保育◆ ・一時預かり保育◆ ・病児・病後児保育◆ ・障がい児保育 ・広域入所事業 ・認定こどもの施設整備
2	民間保育サービスの育成	団体が実施する子育て支援活動や地域子ども・子育て支援事業等、民間保育サービス等に対する助言および援助を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園運営補助
3	放課後児童対策の実施	小学校児童の健全育成を図るため、授業終了後に地域で安全に安心して過ごせる遊びや生活の場を提供します。また、地域の大人が指導者となってさまざまな体験活動や交流活動を実施し、指導員の資質向上に努めながら地域の教育力向上を図ります。放課後児童対策事業については、高学年の利用ニーズを考慮しながら量的な拡充に努め、施設環境の整備など管理運営の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童クラブ型放課後対策事業(放課後児童健全育成事業)◆ ・子ども教室型放課後対策事業◆

※主な事業の◆印は、「5 事業の実施目標」で量の見込みおよび確保方を設定しているものです

(2) 幼児期からの一貫した教育の推進

本町では早くから認定こども園の設置に取り組み、平成26年度（2014年度）には、町内すべて認定こども園となりました。

乳幼児期は心や身体、基本的な生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、認定こども園ではさまざまな体験を通して、豊かな心情や物事に自ら取り組もうとする意欲、健全な生活を営むために必要な態度、基本的な生活習慣など、「生きる力」の基礎の育成に大きな役割を果たしています。

乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、保育園・幼稚園の双方の持つ良さが生かされる施設として認定こども園の運営を進めるとともに、発達年齢に応じた一貫した方針に基づいた就学前教育・保育と小学校教育との連携を推進し、学びの連続性を確保します。

No.	取組	内容	主な事業
4	教育・保育の提供体制の充実	施設型給付により、認定こども園の充実を図ります。	・施設型給付費の支給
5	幼児期の教育の充実	幼児期の特性や発達段階に応じた教育・保育の質的向上を図るため、保育教諭等の専門性を高めます。	・保育士等研修事業
6	就学前教育・保育環境の充実	地域の保育需要を考慮し、バランスのとれた就学前教育・保育環境の整備を進め、充実を図ります。	・こども子育て会議 ・認定こども園運営委員会
7	サービスの質の向上	保育教諭等の知識・技術や施設運営の質を高める研修を行うとともに、保育サービス評価等の導入・実施に取り組みます。	・保育士等研修事業
8	就学前教育と小学校教育等の連携の推進	幼児期からの継続した支援体制を充実するため、認定こども園と小学校との円滑な連携を図ります。	・校園長会 ・幼少小中連携事業
9	各認定こども園の連携強化	各認定こども園の連携を強化し、それぞれの機能を活かした就学前の教育・保育の充実を図ります。	・校園長会 ・認定こども園運営委員会

(3) 地域で支える子育て環境づくり

核家族化や地域の人間関係の希薄化等の社会状況の変化にともない、身近に子育てを支援してくれる人がいない家庭の孤立や、子育てに対する負担感や不安感などから家庭の養育機能の低下等の課題が生じています。本町は県や全国と比較して二世帯、三世帯世帯が多く、日常的に祖父母等の親族に子どもをみてもらえる人も半数以上となっていますが、核家族化は進んできています。

すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域全体で子どもを見守り、子育てを支える、地域における支援の充実を図ります。

また、子育て支援に係る人材の育成とともに、子育てサークルのネットワーク活動の支援、子どもや子育て家庭の仲間づくりの場の充実、親子がふれあう機会の提供の充実を図ります。

No.	取組	内容	主な事業
10	地域子育て支援拠点事業の充実	親に対する相談指導、子育てサークル等への支援、子育て情報の提供、支援を行う場の充実を図ります。	・地域子育て支援拠点事業◆ ・まちの子育て広場事業
11	地域が育つ場づくりの推進	地域の人と子どもがふれあう機会を通して、一人一人の子育て意識が高まるよう交流の場づくりを推進します。	・青少年育成推進協議会事業 ・地区公民館事業 ・スポーツクラブ21活動事業
12	子育て関係者の連携体制の強化	子育てを支援する活動団体と関係機関のネットワークの強化を図ります。	・まちの子育て広場事業 ・子育てネットワーク推進活動
13	地域関連団体への支援	地域において、子育てを支援する団体や子育てサークル等の活動を支援します。	・地域子育て支援拠点事業◆ ・まちの子育て広場事業
14	子育てを支援する人材の確保	子育て経験者等の子育て支援の担い手となる人材を確保し、地域の育児力向上をめざします。	・子育て支援員養成
15	子育てを地域全体で支援する意識の啓発	子育て支援を目的とした行事の開催やパンフレットの配布等を行うなど支援に対する意識啓発を図ります。	・地域子育て支援拠点事業◆ ・子育て情報の提供 ・子育て講演会
16	家庭の子育て力向上への支援	子どもの発達段階に応じた子育てと親育ちについて学ぶ機会や情報を提供し、家庭の持つ教育力を高めます。	・地域子育て支援拠点事業◆ ・両親教育
17	認定こども園・学校等における子育て家庭への支援	認定こども園・学校等において、家庭教育に関する情報提供や相談の充実を図ります。	・子育て情報の提供 ・こども相談
18	親子がふれあう機会の充実	地域において、親子で参加してさまざまな体験ができる講座や行事を開催します。	・異年齢交流事業補助 ・ふれあい学級

2. すくすく ～子どもが健やかに成長するための環境づくり～

(1) 母と子どもの健康の確保

近年、核家族化の進行や地域の人間関係の希薄化等の影響により、妊娠出産後の新生児期に不安を感じる保護者は多く、妊娠出産期における育児不安の解消を図るための支援が求められます。

今後も、健康診査において子どもの発育・発達の確認を行うとともに、疾病や障がいの早期発見・早期治療、子育て全般に関する情報提供および相談、正しい食習慣・生活習慣の指導を行うなど、子どもと親の心身の健康づくりを支援する取組を推進します。

No.	取組	内容	主な事業
19	相談・指導体制の充実	妊婦や乳幼児の保健医療に対する適時適切な指導・助言を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・母子手帳の交付 ・妊婦相談 ・乳幼児健康相談 ・産後の健康相談 ・産後うつ対策事業 ・母子保健推進員活動 ・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) ◆
20	周産期医療の充実	安全な出産を確保するため、地域の周産期医療施設と連携し、母体・新生児救急医療体制の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊に対する支援事業(県事業) ・母性健康管理指導事項連絡カード
21	健康診査等の充実	母体の健康管理と乳幼児期の心身の発達異常を早期に発見し、適切な対応を行うため、健康診査や予防接種の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査事業費助成事業 ◆ ・妊婦歯科健康診査事業 ・各種健康診査、歯科健康診査 ・予防接種事業
22	生活習慣病予防対策の推進	乳幼児期からの生活習慣病予防に関する知識の普及啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・各種健康診査、歯科健康診査
23	小児医療体制の充実	小児救急医療電話相談、但馬圏域救急医療電話相談、鳥取東部地区夜間小児急患診療体制を保護者へ啓発します。	<ul style="list-style-type: none"> ・小児急患診療体制の啓発 (広報、母子保健推進員だよりの活用)
24	食育と口・歯の健康づくりの推進	食や歯・口の健康づくりを通じて健やかな身体と、豊かな人間性を育むことができるよう学習機会を充実し、関係団体と連携します。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校食育事業 ・幼児施設食育事業 ・健やかな歯を考える会 ・歯と食の健康づくりを目的としたもぐもぐ教室

(2) 子育てに関する相談・情報の充実

子育ての相談場所として子育て支援センターや保健福祉センター、民生委員児童委員、主任児童委員に相談するという割合は低く、相談相手がいない人もわずかにおり、専門的な相談窓口としての利用促進が求められます。

不安や悩みを持つ子育て家庭が、それぞれの状況に応じて気軽に利用できる身近な相談窓口や専門的な相談窓口等、利用しやすい相談体制を整備します。

また、必要な家庭に確実に子育て支援の情報が伝わるよう、庁内の関係課、関係機関が連携し子育て関連情報を一元的に把握し提供できる体制や、これまでの提供方法の見直し、多様な手段による提供など、効果的な情報提供を推進します。

No.	取組	内容	主な事業
25	情報提供体制の充実	窓口やホームページ、広報をはじめとして、より効果的な提供方法を検討し、情報を提供します。	・子育て情報の提供
26	相談体制の充実	個々のケースに適切に対応できるよう子育て支援センターや子ども相談室、乳幼児相談等、各種相談機能の充実とともに、関係機関の連携を図ります。	・子育て相談事業 ・妊婦相談 ・産後の健康相談 ・産後うつ対策事業 ・子どものアレルギー相談 ・母子保健推進員活動
27	一元的な子育て支援体制の確立	子育て支援と教育に関する取組を一元的に提供します。	・利用者支援事業◆
28	関係課・関係機関の連携	保健・福祉・教育等、の関係課と町内外の関係機関が連携し、一体となった支援を進めます。	・学校保健と地域保健との連絡会 ・認定こども園との情報交換

(3) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の充実

大きく変化する社会状況は、子どもたちの生活や学習、学校・園生活に反映され、いじめや不登校、集団生活への不適應、さらに規範意識の低下など、さまざまな教育課題に直面しています。

教育課題の解決を図りながら、自ら学び、考え、主体的に判断し、行動する力、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力、さまざまな場面に柔軟に対応できるコミュニケーション能力を身につけることが必要です。

生涯にわたり、健康で生きがいをもって学び続ける基礎となる力を育むとともに、学校・家庭・地域の連携の強化、多様な人材の育成などにより、子どもが成長する環境整備を進めます。

No.	取組	内容	主な事業
29	確かな学力の育成	課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を伸ばし、主体的に学習に取り組む実践的態度を育成します。	・総合的学習研究事業 ・指導主事(教育相談員)設置事業 ・英語指導助手設置事業
30	豊かな心の育成	郷土の伝統や文化に触れる機会を充実し、地域に対する誇りと愛情を育みます。	・伝統芸能、文化の継承 ・図書館事業 ・先人記念館事業
31	健やかな体の育成	子どもの健やかな成長を支援するため、体力の向上を図るための取組や健康教育、食育を推進します。	・小・中学校児童、生徒各種大会派遣費補助事業 ・各種スポーツ大会の実施
32	情報モラル教育の推進	有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校、家庭における情報モラル教育を推進します。	・小中学校教育用コンピューター導入事業
33	心の問題に配慮した教育環境の整備	心の問題に対応するため、子ども相談室の有効な活用を図りながら、個別ニーズへの適正な対応の充実を図ります。	・スクールカウンセラー活用促進事業 ・指導主事(教育相談員)設置事業
34	特別支援教育の充実	就学支援体制の確立と支援員の資質向上を図るとともに、特別支援教育支援員の配置体制の充実を図ります。	・スクールアシスタント設置事業 ・特別支援教育指導補助員
35	相談体制の充実	児童や青少年、その保護者の不安や悩みに対応する相談体制の充実を図ります。	・こども相談室 ・子育て相談事業
36	学校の組織力と教職員の資質向上の推進	学校の組織力と、教職員一人一人の教師力を高めることにより、学校の教育力の向上を図ります。	・教育研修所事業 ・教職員を対象とした各種研修
37	児童・青少年の健全育成の推進	関係機関、関連団体、地域と密接な連携を図り、児童・青少年の非行防止に努めます。	・青少年育成推進協議会事業
38	有害情報から子どもを守る体制の整備	関係機関の連携を図るとともに、フィルタリング(有害サイトアクセス制限)の利用促進のための情報の周知を図ります。	・県警ホットライン設置事業

No.	取組	内容	主な事業
39	子どもが学ぶ機会の充実	高齢者や異年齢児との交流を通し、周囲との関わり方や社会的経験を学ぶ機会の充実を図ります。 また、自然や環境、産業などさまざまな学習や体験活動等の機会の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・自然学校推進事業 ・音楽隊育成事業 ・環境体験事業 ・小学校社会施設見学の旅 ・子ども体験教室事業 ・中学校海外研修事業 ・中学校海外受入事業
40	次代の親の育成	思春期の児童・生徒が、子どもを育てることの意義や家庭の重要性を学ぶ機会、乳幼児とふれあう機会の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生を対象とした性教育 ・中学生による子育て体験 ・思春期における保健福祉体験事業

3. いきいき

～仕事と生活の調和による充実した暮らしを支える社会づくり～

(1) 子育て就労環境の整備

育児休業制度など、子育てと仕事の両立を推進する法制度は整備されていますが、事業所等により取組の状況は異なり、また、制度があっても利用しにくい職場の雰囲気があるなどの状況があります。さらに、育児休業制度自体の認知度も低くなっています。

父親、母親ともに家事や育児にかかわり、家庭内でのワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、育児休業制度等の普及、子育て中の保護者を支援する職場の環境づくりなど、事業主に向けた啓発を推進します。

No.	取組	内容	主な事業
41	ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発	ワーク・ライフ・バランスの考え方の理解や合意形成を促進するため、労働者、事業主、地域住民等への意識啓発を図ります。	・企業等への普及啓発
42	働き方の見直しについての意識啓発	家庭生活・家庭教育の重要性を認識し、バランスのとれた働き方やライフスタイルを考えることのできる意識の啓発を図ります。	・働き方改革の周知啓発
43	各種制度の普及啓発	企業・団体に対して育児休業制度・介護休業制度など雇用に関する法制度の情報提供を行うとともにその普及に努めます。	・企業等への普及啓発
44	働く母親・父親を支える職場づくりの推進	働きながら子育てをしている人が、家庭生活と職業生活のバランスがとれた働き方ができるよう、企業に対し、支援制度について普及啓発を図ります。	・企業等への普及啓発

(2) 家庭や職場などでの男女共同参画意識の醸成

男女それぞれが充実した家庭生活を送るためには、家事・育児等をともに担っていくことが重要です。しかし、現実には母親にその多くの負担がかかり、家事や育児を行う女性が、悩みや不安を一人で抱える状況も少なくありません。

性別による固定的な役割分担意識を見直すための広報・啓発をするとともに、保護者が一緒に家事や育児に参画することの重要性の啓発や、関連情報の提供の充実を図ります。

No.	取組	内容	主な事業
45	家庭における男女共同参画意識の啓発	男女がともに個性と能力を発揮し、いきいきと暮らすことができるよう、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発を図ります。	・男女共同参画推進事業
46	保護者が協力し合う家事・育児の促進	家事・育児等は、家族の共同責任であるという意識の浸透を図り、保護者が一緒に家事・育児へ参画することを促進します。	・ふれあい学級 ・男女共同参画推進事業 ・男子調理教室事業
47	思春期における男女共同参画意識の啓発	男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さについて意識啓発を図ります。	・スクールカウンセラー活用促進事業 ・喫煙、飲酒、薬物乱用防止、性教育 ・思春期における保健・福祉体験事業

4. あんしん ～すべての家庭で安心とゆとりのある子育てができるまち づくり～

(1) 児童虐待防止対策の推進

子どもは健康に生まれ、健やかに成長する権利を持っており、あらゆる種類の差別や虐待から守られなければなりません。

未来の新温泉町を担う子どもの権利が守られ、意見が尊重される環境をつくるため、人権学習や広く住民への啓発を行うなど、子どもの権利を大切にする取組を推進します。

また、児童虐待については相談窓口体制を明確にし、関係機関が連携を図ることで、養育支援が必要な家庭の早期に発見をめざします。さらに、発生の予防から早期発見・早期対応、保護・自立支援に至るまで、切れ目のない総合的な支援が必要であるため、地域の関係機関の連携をさらに強化します。

No.	取組	内容	主な事業
48	子どもの権利擁護の推進	人権尊重を子ども自身が実践できるよう、体験・参加型の人権学習を促進します。	・各種人権、体験学習
49	虐待に関する相談体制の強化・充実	虐待を早期に相談・通報できる体制を整備します。また、育児の不安や孤立感を抱える家庭等への訪問や生活支援の充実を図ります。	・子どもホットライン事業 ・要保護児童対策地域協議会 ・児童相談窓口体制の啓発 ・民生委員児童委員との連携
50	児童虐待に関する情報提供の強化・充実	児童虐待の防止や早期発見のため、児童虐待に関する情報の周知を図ります。	・児童虐待防止啓発事業
51	要保護児童への支援体制の充実	虐待を受けた子どもの精神的なケアを行う関係機関と連携を図り適切な対応を行うとともに、家庭の養育機能回復を支援します。	・要保護児童対策地域協議会 ・児童相談窓口体制の啓発
52	DVの被害者の子どもへの支援	DVの被害者の子どもの精神的なケアを図るとともに、家庭の自立を支援します。	・要保護児童対策地域協議会

(2) 特別な支援が必要な子どもへの対応

障がいのある子どもが健やかに、身近な地域で安心して生活できるよう、関係機関などと連携を強化し、在宅支援や教育支援体制など、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した総合的な取組の充実を図ります。

さらに、発達障害に関する相談と対応の必要性が高まっていることから、庁内の関係課の連携、地域の関係機関との連携強化を図り、取組の充実を図ります。

No.	取組	内容	主な事業
53	療育の充実	子どもの障がいに応じた適切な支援を行えるよう、療育体制を整えます。	<ul style="list-style-type: none"> ・委託による児童発達支援事業 ・放課後デイサービス ・保育所等訪問支援事業
54	早期発見・早期療育体制の充実	心身に障害がある乳幼児、または障害が予測される乳幼児の早期発見・早期療育を図るため、健康診査や相談体制の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・こども発達クリニック ・こども相談 ・1歳6ヶ月健康診査 ・3歳児健康診査 ・5歳児発達相談(すくすく相談) ・ことばの巡回相談
55	生活支援の充実	心身に障害がある子どもとその保護者を対象に、発達に応じて在宅での生活を支援するサービスを行うとともに、手当の支給を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児・者移動支援事業 ・障害児・者日中一時支援事業 ・重度心身障害者(児)介護手当支給事業 ・特別障害者手当支給事業 ・障害者(児)福祉金支給事業
56	特別支援教育・相談体制の充実	校内の就学指導委員会や支援委員会、ケース会議等で支援が必要な子どもについて共通理解を図り、県内県外と連携を密にした指導体制づくりを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児就学指導事業 ・特別支援教育就学奨励事業
57	障害に対する理解の促進	発達障害を含む障害に関する理解の促進を図るため、情報の周知、ノーマライゼーションの理念の普及啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害に関する理解の啓発
58	障害児保育の推進	一人一人の障害の種類・程度に応じ、家庭や専門機関との連携を密にしたきめ細かな保育を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児就学指導事業 ・支援補助員の配置

(3) 子育てにかかる経済的支援策の充実

ひとり親家庭ではその多くが子育てと生計という二つの役割を担っており、子どもの養育や収入などさまざまな問題を抱え、生活環境が厳しい状況が少なくありません。

母子家庭、父子家庭の自立を促進し、子どもの健やかな成長を支援するため、それぞれの家庭の状況に応じて日常生活を支援するための相談を充実し、助成・支援制度等の活用を進めます。

また、こども園等を利用する3歳から5歳までの保育料、給食費を無償化するとともに、子育て家庭への手当、乳幼児等医療費助成の充実などにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、子育て支援を充実します。

No.	取組	内容	主な事業
59	ひとり親家庭の自立支援の推進	子どもの養育などさまざまな悩みに応じて、助言・情報提供を行うほか、就職に役立つ資格取得の支援、専門相談員による就労相談、修学・転宅等の貸付けを行い、ひとり親家庭の自立を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭医療扶助費支給事業 ・寡婦医療扶助費支給事業 ・こども相談
60	就園・就学費の負担軽減	就園に要する費用の負担軽減を図るとともに就学に必要な費用を助成します。	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校就学援助制度 ・通学費助成制度 ・特別支援教育就学奨励制度 ・こども園等の保育料、給食費の無償化 ・保育料軽減事業
61	養育に要する費用の負担軽減	国の動向を踏まえ、保育料や養育に要する費用等の負担軽減を図るとともに、各種制度の周知を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当支給事業 ・児童手当支給事業 ・特別児童扶養手当支給事業 ・未熟児養育医療費支給事業
62	子育てに関する医療費の負担軽減	出産や子育てに関する医療費の負担軽減を図るため、医療費の健康保険自己負担分を助成します。	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険出産育児一時金 ・乳幼児等医療費助成事業 ・妊婦健康診査費助成
63	不妊治療に関する費用の負担軽減	不妊に悩む人の不妊治療への経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成します。	<ul style="list-style-type: none"> ・特定不妊治療費助成事業 ・不妊に対する支援事業(県事業)

(4) 子どもの安全を確保するための活動の推進

アンケート調査では、町に期待する子育て支援策として「親子が安心して集まれる公園等屋外の施設整備」が最も高くなっており、子どもの安全の確保は重要な課題となっています。また、子どもを狙った犯罪が後を絶たない状況の中、日頃から地域で子どもを見守り、防犯意識を高めていく必要があります。

子どもや子育て家庭が安心して生活できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。さらに、子どもを事故や犯罪から守るため、子ども自身の意識啓発を図るとともに、地域全体で子どもを見守る体制づくりを促進します。

No.	取組	内容	主な事業
64	安全な道路環境の整備	ガードレールやカーブミラー等、交通安全施設の改修および設置を行い、交通安全に配慮した道路環境づくりを推進します。	・通学路交通安全点検
65	交通安全対策の推進	子どもの交通安全教育や通学路での交通指導を推進するとともに、運転者の交通マナー向上のための啓発に努めます。	・交通安全教育 ・子どもの事故防止啓発事業
66	防犯意識の普及啓発	家庭や地域の防犯意識を高めるとともに、子ども自身が危険を回避するための防犯知識の周知を図ります。	・防犯協会との連携 ・青少年青色防犯パトロール
67	子どもの犯罪被害に関する地域の防犯体制の整備	地域住民による見守り活動を支援し、防犯体制の整った生活環境の形成を推進します。 また、子どもに関わる犯罪・被害に関する情報提供体制の充実を図ります。	・「安心・安全110番れんらくしょ」の充実 ・県警ホットライン設置事業 ・防犯協会・町づくり防犯グループの強化 ・子育てネットワーク推進活動の支援
68	防災対策の推進	子どもを含めた住民の防災意識の啓発を図るとともに、自主防災組織の組織化や災害に強い施設の整備、手段の確立を推進します。	・自主防災組織の強化 ・防災訓練 ・防災無線、CATV

第5章 事業の実施目標

1. 教育・保育提供区域の設定

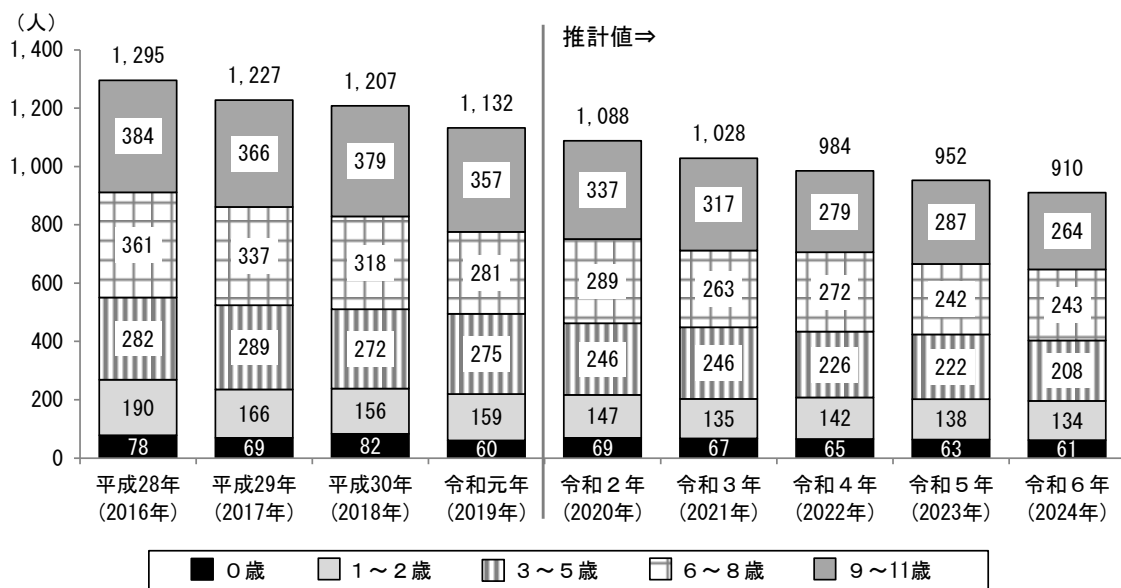
子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件および教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すこととされています。

本町では、町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

2. 児童人口推計

本町の児童数は、減少が見込まれ、令和6年（2024年）には0～5歳が403人、6～11歳が507人と、それぞれ平成28年（2016年）より26.7%、31.9%減少することが見込まれます。

【児童人口推計】



資料：平成27～31年の各4月1日時点の住民基本台帳各歳別人口をもとにセンサス変化率法により推計

3. 「量の見込み」と「確保方策」を検討する項目

本計画において量の見込み、確保の方策等を設定する事業は、下記のとおりです。

区 分		対象者	内 容
教育・保育	(1)	1号認定	3～5歳 保育の必要性がなく、教育ニーズがある認定区分（認定こども園、幼稚園）
	(2)	2号認定	3～5歳 保育の必要性がある認定区分（認定こども園、幼稚園、保育所）
	(3)	3号認定	0歳 1・2歳 保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（認定こども園、保育所、地域型保育施設）
地域子ども・子育て支援事業	(1)	時間外保育事業 （延長保育事業）	0～5歳 保育所等の開所時間を超えて保育を行う事業
	(2)	放課後児童対策事業 ①児童クラブ型放課後対策事業 （放課後児童健全育成事業） ②子ども教室型放課後対策事業	小学生 就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業
	(3)	子育て短期支援事業 （ショートステイ・トワイライト事業）	0～5歳 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業
	(4)	地域子育て支援拠点事業	0～2歳 親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら、子育て支援を行う事業
	(5)	一時預かり事業 ①認定こども園・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育） ②その他の一時預かり	①3～5歳 ②0～5歳 ①認定こども園・幼稚園における在園児（3～5歳）を対象とした一時預かり（預かり保育）事業 ②上記以外の児童（0～5歳）を対象とした、保育所等における一時預かり事業（理由を問わず、一時的に子どもを預けることができる事業）
	(6)	病児・病後児保育事業 ※子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）を含む	0～5歳 病中・病後回復期の児童を家庭で保育ができないとき、看護師等がいる専用施設内等で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業
	(7)	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳 小学生 地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、さまざまな育児の手助けを行う事業
	(8)	利用者支援事業	0～5歳 小学生 子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後学級などの地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業
	(9)	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児 生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭に、保健師・管理栄養士等が訪問し、地域で子育てを応援する事業
	(10)	養育支援訪問事業	養育上の問題を抱え、育児相談等の支援が必要な家庭 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業
ても・子育て支援事業	(11)	妊婦健康診査事業	妊婦 妊婦を対象に、妊婦健康診査の受診券を発行し、妊娠中の健康の保持・増進を図る事業

区 分		対象者	内 容	
	(12)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	—	新制度における利用者負担は、国の定める所得に応じた水準を限度として市町村が定めることとされています。今後も町が定めた現行の水準をできるだけ維持するよう配慮し、必要に応じて補足給付のあり方を検討します。
	(13)	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	—	事業主体の有する法人格の種類によって参入可否を判断せず、事業の妥当性や持続性などを主な観点として、事業者と協議を行います。

4. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

●事業概要●

特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）、特定地域型保育事業（家庭的保育〔保育ママ〕、小規模保育、居宅訪問型保育〔ベビーシッター派遣等〕、事業者内保育）のことをさします。

■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3～5歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0～2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、特定地域型保育事業

量の見込みと確保方策

町内に4園ある認定こども園（長時間部4園〔2、3号認定〕、短時間部3園〔1号認定〕）により、質の高い教育・保育サービスを提供します。なお、特定地域型保育事業所（家庭的保育事業、小規模保育事業等）について、町内での実施を検討する事業所がある場合、保育ニーズの状況を踏まえて整備を検討します。

□1号認定・2号認定(単位:人/年)

	令和2年度(2020年度)			令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)			
	1号	2号		1号	2号		1号	2号		
		幼稚園	保育所		幼稚園	保育所		幼稚園	保育所	
①量の見込み	27	0	219	27	0	219	28	0	198	
②確保の内容	認定こども園	27	0	219	27	0	219	28	0	198
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	令和5年度(2023年度)			令和6年度(2024年度)						
	1号	2号		1号	2号					
		幼稚園	保育所		幼稚園	保育所				
①量の見込み	28	0	194	25	0	183				
②確保の内容	認定こども園	28	0	194	25	0	183			
②-①	0	0	0	0	0	0				

□3号認定(単位:人/年)

	令和2年度(2020年度)		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)		令和6年度(2024年度)	
	3号		3号		3号		3号		3号	
	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳
①量の見込み	99	8	98	8	97	9	98	10	96	12
②確保の内容	認定こども園	99	8	98	8	97	9	98	10	96
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【参考】保育利用率	67	12	73	12	68	14	71	16	72	20

※保育利用率は0歳もしくは1・2歳の子どもの数に占める利用定員数の割合

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

●事業概要●

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の日および時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

量の見込みと確保方策

延長保育事業については、認定こども園全園で実施し、量の見込みを確保します。ニーズは十分に確保されており、今後、さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

単位：人／年

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
延長 保育 事業	①量の見込み	130	130	125	120	120	
	②確保 の内容	実人数	130	130	125	120	120
		施設数(か所)	4	4	4	4	4
	②-①	0	0	0	0	0	

(2) 放課後児童対策事業

①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）

●事業概要●

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

量の見込みと確保方策

町内2か所の児童クラブで実施していますが、他校区の保護者のニーズに応えるため、各小学校から2か所の児童クラブへの移送サービスを実施し、量の見込みを確保します。ニーズは現状よりも多くなると推測されるため、今後も状況を把握しながら供給可能な体制を維持していきます。

単位：人／年

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
放 課 後 児 童 ク ラ ブ	①量の 見込み	1～3年生	34	35	35	36
		4～6年生	14	15	15	16
		合 計	48	50	50	52
	②確保 の内容	登録児童数	48	50	50	52
		施設数(か所)	2	2	2	2
	②-①	0	0	0	0	

②子ども教室型放課後対策事業

●事業概要●

子どもたちの安全安心な活動拠点を設置し地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供し、その健全な育成を図る事業です。

量の見込みと確保方策

令和2年度より町内3か所で放課後子ども教室を実施し、量の見込みを確保します。
今後、遠距離通所となる児童への配慮を検討するとともに、今後も状況を把握しながら、地域とともに子どもたちの安全・安心な居場所づくりに努めていきます。

単位：人／年

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放課後 子ども 教室	① 量の 見込み	1～3年生	20	22	24	25	25
		4～6年生	40	38	36	35	35
	② 確保 の内容	登録児童数	60	60	60	60	60
		施設数(か所)	3	3	3	3	3
	②-①		0	0	0	0	0

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト事業）

●事業概要●

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業〔ショートステイ事業〕および夜間養護等事業〔トワイライトステイ事業〕）

量の見込みと確保方策

本町では子育て短期支援事業を実施していませんが、今後、ニーズの状況に応じて事業実施を検討します。

(4) 地域子育て支援拠点事業

●事業概要●

地域において乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業を実施します。

量の見込みと確保方策

浜坂子育て支援センター、温泉子育て支援センターにおいて引き続き実施し、量の見込みを確保します。ニーズは十分に確保されており、今後、さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

単位：人回／年

			令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
地域子育 て支 援拠 点事 業	量の見込み		600	600	580	580	560
	確保の 内容	実施場所 (か所)	600	600	580	580	560

(5) 一時預かり事業

●事業概要●

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

※大庭認定は在籍する1号認定児童を対象とします。

量の見込みと確保方策

一時預かり事業は、4か所の認定こども園で実施し、見込み量を確保します。今後も一時預かりに対するニーズは高まると予測されるため、供給可能な体制を維持していきます。
※大庭認定こども園は1号認定児童のみを対象。

単位：人日／年

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
幼稚園 における 預かり 保育以 外	①量の見込み	147	140	140	135	135	
	②確保 の内容	延べ人数	147	140	140	135	135
		施設数(か所)	4	4	4	4	4
	②-①	0	0	0	0	0	

(6) 病児・病後児保育事業

●事業概要●

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

量の見込みと確保方策

病児・病後児保育事業については、多くのニーズが算出されましたが、町内に提供事業所がないことから、町内の医療機関等における病後児対応型整備の方向性を検討し、園の整備と併せて令和5年までに確保することをめざします。

単位：人日／年

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
病児病 後児保 育事業	①量の見込み	445	431	417	407	388	
	②確保 の内容	延べ人数	0	0	0	407	388
		施設数(か所)	0	0	0	1	1
	過不足(②-①)	△445	△431	△417	0	0	

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

●事業概要●

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

量の見込みと確保方策

本町ではファミリー・サポート・センター事業を実施しておらず、アンケート調査によるニーズもありませんでした。今後、ニーズの状況に応じて他市町と連携しながら事業実施を検討します。

(8) 利用者支援事業

●事業概要●

子どもや保護者が、認定こども園・保育所・幼稚園での学校教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉に関わる各機関で相談を含めた支援を行います。

福祉に関わる各機関において、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用に関する情報集約と情報提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたって相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整等も行います。

量の見込みと確保方策

利用者支援事業については、子育てに関する相談により柔軟に対応できるよう、役場窓口を総合相談窓口として、機能や体制を強化しながら、提供区域を踏まえて、計画期間を通じて1か所を確保します。

単位：か所

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
利用者 支援事 業	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(9) 子育て世代包括支援センター

●事業概要●

母子手帳の発行時から保健師による面接を実施し、保健師、助産師等が継続相談や訪問等を通じて、安心して出産や育児期を迎えられるよう支援します。また乳幼児健診等の事業では、各種相談、保健指導を実施し、保護者の不安の軽減と子どもの健やかな成長を支援します。

量の見込みと確保方策

「保健福祉センターすこやか〜に」を拠点とし、総合的な母子の支援を実施します。保健師、助産師、栄養士等の専門職とも連携を図り、必要な時期に支援ができる体制づくりを目指します。また、日々の活動の中でニーズ把握、アセスメントをしながら支援を実施します。

単位:人/年

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
子育て 世代包 括支 援セ ン ター	① 量の見込み	500	500	480	480	450	
	②確保 の内容	延べ人数	500	500	480	480	450
		施設数(か所)	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0	

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

●事業概要●

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

量の見込みと確保方策

生後4か月までの赤ちゃんに対し、各地区母子保健推進員さんが訪問し、結果を保健師に報告してもらい育児不安の早期発見につなげます。また、保健師も全戸訪問することで、母子の育児相談を行います。

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
乳児家 庭全 戸訪 問事 業	量の見込み(人/年)	69	67	65	63	61
	確保の内容	[実施体制] 88人(母子保健推進委員、保健師) [実施機関] 健康福祉課健康推進係 [実施時期] 通年				

(11) 養育訪問支援事業

●事業概要●

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

量の見込みと確保方策

養育訪問支援事業の実施は予定していませんが、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業において、支援が必要な家庭への支援を推進します。

<子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業>

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

(12) 妊婦健康診査

●事業概要●

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込みと確保方策

妊婦健康診査費にかかる費用の14回分80,000円を上限に助成を行うことにより、必要な健診を受診できるようにします。

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
妊婦 健康 診査	量の 見込み・	受診人数 (人)	69	67	65	63	61
		受診延べ 回数(回)	966	938	910	882	854
	確保の内容	[実施場所] 医療機関 [検査項目] 基本的な健康診査(問診、診察、計測等) 必要に応じた医学的な検査 (血液検査、子宮頸がん検査、超音波検査等) [実施時期] 妊娠初期より妊娠23週まで:4週間に1回 妊娠24週より妊娠35週まで:2週間に1回 妊娠36週以降分娩まで:1週間に1回					

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

新制度における利用者負担は、国の定める所得に応じた水準を限度として市町村が定めることとされています。今後も町が定めた現行の水準をできるだけ維持するよう配慮し、必要に応じて補足給付のあり方を検討します。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業主体の有する法人格の種類によって参入可否を判断せず、事業の妥当性や持続性などを主な観点として、事業者と協議を行います。

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画や子育て支援施策の周知

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに係る事業者、関係団体をはじめ、多くの区民の理解と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、広報紙やホームページなどさまざまな媒体を活用して、広く住民に周知します。

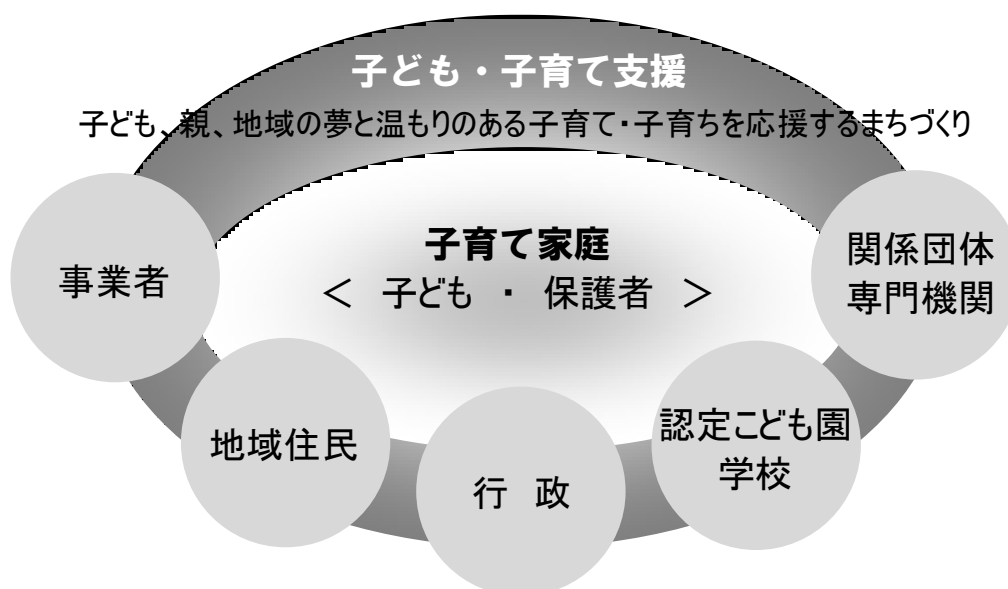
また、子ども・子育て支援新制度について分かりやすく知らせていくことが安心した妊娠・出産・子育てに結び付いていくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

2. 計画の推進

本計画では、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容およびその時期などを定めました。計画の推進にあたっては、教育・保育事業に対する住民のニーズに応えていくため、必要なサービスの量の確保・拡大と多様化も含む質の向上の実現をめざしていきます。

このため、地域の関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、認定こども園など子育て家庭、子育てに係る事業者、関係団体、学校、住民などの多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

■実施主体の協力・連携



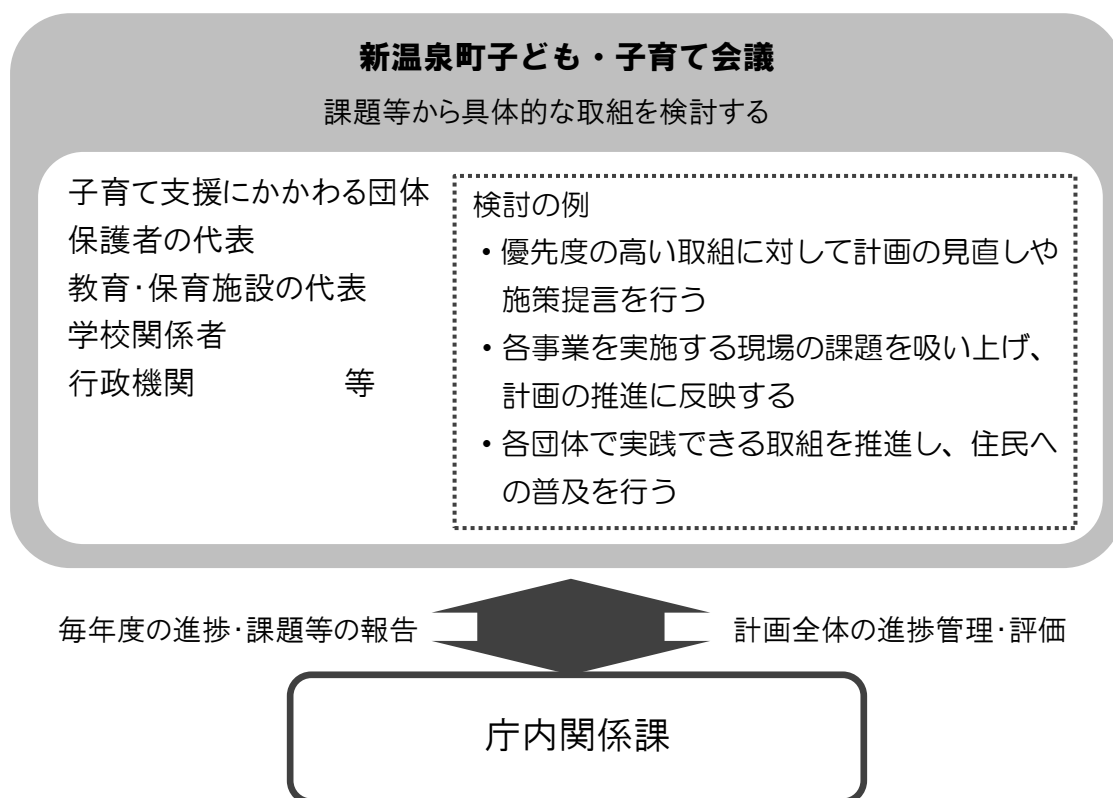
3. 計画の推進体制と進行管理

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画にもとづく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

このため、「新温泉町子ども・子育て会議」や、庁内関係課において、その進捗状況を確認・評価していきます。

また、施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、検証した結果にもとづき、必要に応じ改善を図るため、各年度、施策の見直しを行い、計画を修正していきます。

■計画の推進体制



■策定経過

- | | |
|---------|---|
| 令和元年10月 | 第1回子ども・子育て会議
・教育・保育に関する量の見込み調査結果
・第2期子ども・子育て支援事業計画の素案 |
| 12月 | パブリックコメントの実施
期間：令和元年12月18日（水）～令和2年2月3日（月） |
| 令和2年 2月 | 第2回子ども・子育て会議
・第2期子ども・子育て支援事業計画
・今後のニーズ確保の方策 |